

(可認省信遞)

警察監獄學會雜誌

第貳拾號 第二卷
目錄

● 論 說

○監獄費國庫支辨を非ざるの説
を駁す 法學士 磊々生

○公署内の遺失物處分(承前)

白里漁人

● 翻譯

○監獄支理(承前)

ハーバート、スベンサー述

○監獄改良論(承前)

伊國上院議員萬國監獄會議代表員
タンクレドカノニコ氏述

● 雜 錄

○行政警察司法警察の濫職

○徳川時代司法警察一斑

● 法令註解

○警察禮式註解(承前)

○巡查採用規則註解(承前)

○警察巡閱規則註解(元)

● 寄 書

○刑死者の葬儀に就て

南 山 子 投

● 雜 報

○火災の預防及消防法に關する懸
賞問題○故セーパツハ兵追吊金に
就て○師團兵の活用○憲兵の效用

○石壁屋根の價値○囚人の寢衣○
監獄則改正前の特許に係る變例に
就て○獄則違犯に就て○監獄費に
關する縣會の建議○九州各縣監獄
協議會詳報(承前)

○義參照材料 獨逸監獄法私解
(承前)

○惹婆波氏講 獨逸監獄法私解
(承前)

○小 河 滋 次 郎

● 講 義

○惹婆波氏講 獨逸監獄法私解
(承前)

○小 河 滋 次 郎

荷クモ本邦治獄ニ關ル要項ハ細大、網羅シテ亦タ餘
蓋ナシ、故ニ監獄官練習所及各地方獄務講習所等ニ
誌上ニ於テ確タル御報道ニ及フヘシ

警察監獄學會發兌

變死傷無冤錄述目次

第一章 支體圖面並に「所名」第一仰面圖並解 第二合面圖並解 第二章 檢法 第一檢視官屍に對する位置

第一 關係人逮捕の件 第二 屍の所在及被服諸器具等を確むる件 第三 致死の途中實人無福人等の出會を避る件 第四 死傷の原因を

に關し檢法に於て老幼婦女等推問の件 第五 檢視官泊所注意の件 第六 殺傷致死の場合には第一有罪の器物を檢視すへき件 第七 殺

致死致傷致死に於て注意の件 第八 檢視事項に記載せざる参考事件申告の件 第九 關係人取調は第一有罪の器物を檢視すへき件 第十 屍上耳目

鼻口内等器物に入注意の件 第十一 婦女の屍體檢視に力めて公なるを要する件 第十二 春期の屍體死後の期日を俾定する件 第十三 夏

期の屍體全上 第十四 秋期の屍體全上 第十五 冬期の屍體全上 第十六 盛夏の屍體全上 第十七 寒氣の爲めに發腫せざる致死の屍體全上 第十八 春秋氣候平

和の時屍體全上 第十九 瘧疾の死體衣類等確定の件及其實例 第二十 檢視を免れんと謀る件及其實例 第二十一 銀紙を以て毒殺したる

事 第二十二 毒殺の死體衣類等確定の件及其實例 第二十三 銀紙を以て毒殺したる事 第二十四 檢視上必用藥品準備の

件 第二十五 體の臭氣を防ぐ藥品の件 第二十六 全上 第二十七 死體檢視に就き注意の件 第二十八 檢視の指を落す藥品 第二十九 水を以て屍

體の痕斑を確定する件 第三十 體の臭氣を防ぐ藥品の件 第三十一 檢視に就き注意の件 第三十二 批發發見注意の件 第三十三 致死の原因如重檢視

の件 第三十四 打致死の屍體に就き注意の件 第三十五 屍體の死體に就き注意の件 第三十六 自傷致死(十二例) 第三十七 他傷致死(十六

例) 第三十八 全上陰部檢視の件 第三十九 全上陰部檢視の件 第四十 婦

女子交誼の有無鑑定の件 第四十一 婦女の胎前產後注意の件 第四十二 產婦の屍體檢視注意の件 第四十三 產婦の屍體檢視注意の件 第四十四 婦

女子交誼の有無鑑定に非ざる墮胎致死の件 第四十五 故意に非ざる墮胎致死の件 第四十六 血を流して親子を否らざるを知るの件 第二章 實例 第

一 動死(十四例) 第二 墮死(十一例) 第三 溺死(二十一例) 第四 開腹後前死(一例) 第五 開腹致死(二十二例) 第六 刃傷致死(十二例)

第七 拳手足踏死(三例) 第八 自刃(二十例) 第九 毒藥致死(十八例) 第十 燒死(九例) 第十一 湯浴致死(二例) 第十二 病死(十六

例) 第十三 凍死(三例) 第十四 墮死(一例) 第十五 絞殺致死(一例) 第十六 絞殺致死(一例) 第十七 絞殺致死(三例) 第十八 絞死(一

例) 第十九 馬車致死(二例) 第二十 車輪致死(一例) 第二十一 針刺即死(一例) 第二十二 雷電死(二例) 第二十三 駭致死(二例) 第二

十四 酒食前死(一例) 第二十五 物に塞致死(二例) 第二十六 蛇傷致死(一例) 第二十七 過房致死(一例) 第二十八 自傷致死(一

例) 第二十九 虫鼠咬傷(一例) 第三十 死後仰臥停泊赤黃色(一例) 第三十一 墮死(一例)

警察監獄官職員錄

近刊

明治二十四年十月

出版部

警察監獄學會

警察監獄學會雜誌第一卷第十二號

本書は上、警視、警部長、典獄諸君ヲ初巡査部長、巡査、看守諸氏等俸給位階勲等任所課掛任在派出所及各員原籍

府縣名ヲ明記スヘキ其比ヲ見サレ完全ノ職員錄ナリ且下該材料案集中ニ付出版ノ上ハ更ニ廣告シ能力ヲ買致テ以テ貴需ニ應スヘ

キヲ以テ逕査看守諸君ニ至ル迄各一本ヲ携ヘ座シナカラ全國僉友ニ接シ且傳交ヲ索ルノ資料ニ供セラレンテ可ク

東京四谷區荒木町廿一番地

明治二十四年十月

出版部

警察監獄學會雜誌第二卷第十二號

論 說

●監獄費國庫支辨ヲ非トスルノ說ヲ駁ス

(九月二十九日發行毎日新聞參看)

法學士 磊 々 生

政費節減ニ由テ生ジタル剩餘金六百五十萬圓ノ處分ニ就テハ世論尙ホ喧然トシテ未ダ歸嚮スル所ナ一ニセザルモノ、如シ此際、宜シク熟慮深究以テ適當ノ用途ヲ稽ヘ偏頗ノ陋見ヲ破テ百年ノ長計ヲ立ツルノ覺悟ナカルベカラズ區々タル感情ニ制セラレテ漫リニ先信スル所ノ私論ニ固着スルガ如キハ識者ノ採ラザル所ナリ頃日板東某ナル者書ヲ毎日新聞ニ寄セテ政費節減ノ結果トシテ監獄費ヲ國庫支辨トナスノ不可ヲ論ズルモノヲ見ルニ議論淺薄、啻ダニ舞文羅織シテ其偏見ヲ粉飾スルノ醜ヲ表スルノミナラズ支離滅裂、讀ミ來レバ首尾、毫モ相串聯スル所アルヲ見ズ予輩請フ試ミニ之ヲ論ゼン

剩餘金ヲ以テ消極的即チ民力休養ノ資ニ供充スベシト謂フノ點ハ予輩モ亦タ論者

論 說

一

ト其見ヲ同ウス然レドモ予輩ハ之ヲ以テ地租輕減ノ資ニ充テ、徒ラニ少數豪農ノ歡心ヲ買ヒ之ヲ地價修正ニ供シテ多數ノ輿望ニ背キ空シク惠ヲ限制セラレタル一局部ニ私スルノ民力休養ノ道ニ非ザルヲ信ズ、監獄費其他現ニ地方稅支辨ニ屬スル費目ノ内素ト國庫ニ於テ支辨スベキモノニシテ一時財政ノ都合ニ因テ地方ノ負擔ニ移シタモノヲ國庫支辨ノ舊ニ復シ之ニ因テ一般人民ノ負擔ヲ輕減スルノ所謂民力休養ノ旨義ニ最モ適當ナル良策ナルヲ確信ス論者ノ所謂粒々辛苦ノ農民殊ニ小農小作人等ヲ休養シ且ツ一般人民ノ繁難苛重ヲ幾分カ緩舒スルニ最モ直接ノ効力アルモノハ成ルベク地方稅ノ負擔ヲ輕減シ地方ノ實況ニ應ジテ或ハ地租割及戶數割ヲ輕減シ又ハ營業稅ノ幾分ヲモ輕減スル等ノ方法ヲ採ルニ如カズ若シ夫レ地方ノ負擔ヲ輕クシ稅目ノ繁雜ヲ簡ナラシムルヲ得バ之レニ由テ地方人民ノ直接ニ且ツ平等ニ感ズル所ノ利便ハ果シテ如何ゾヤ之レヲシモ空論ト謂ハマ論者ノ如キハ未ダ些シモ地方ノ民情ヲ辨知セザル所ノ者カ然ラザレバ少數者ノ私利ヲ保護スルガ爲メニ周旋スル所ノ口舌ノ徒ト認メザルヲ得ズ

論者曰ク「剩餘金ハ帝國議會ガ政府ニ反對シテ抗爭論難ノ地位ニ立テ艱難錯綜ノ中ニ僅カニ占領シ得タル戰勝ノ報酬ナリ故ニ現在此等剩餘金費途ノ目的ヲ定メ其處分ノ方法ヲ按ズルニ於テモ啻ニ政府ガ提出ノ法案ニノミ重キヲ置カズ議會ハ當初經費ノ節減ニ件フテ將來ニ冀圖シツ、アル所ノ支出ノ費途ニ充用シ飽マデモ其素志ヲ貫徹スベキ節義ナカルベカラズ」ト議會ガ冀圖スル所ノ支出ノ費途ニ充用スベシト謂フハ獨リ予輩ノミナラズ恐ラクハ何人ト雖モ其所見ヲ同ウセザルモノアラザルベシ予輩ハ民力休養ノ議會ノ素志ナルヲ信ズ論者モ亦タ爾カク信ズルナルベシ然レドモ地價修正必ズシモ民力休養トハ謂フベカラズ故ニ議會モ亦タ地價修正ヲ以テ唯一ノ目的即チ貫徹スベキ素志ト認メザリシヤ明ラカナリ苟クモ民力休養ノ實ニ適スルモノナランニハ其政府案タルト建議案タルトニ論ナク之ヲ採認スルニ憚ラザルヤ眞ニ論者ノ所謂素志ヲ貫徹スルノ節義ヲ守ル者ト謂フベキナリ論者果シテ何ノ必要アリテ斯クノ如キ無用ノ言ヲナス蓋シ思フニ一片、戰勝ノ報酬ヲ措置スルニ方テ敵軍提出ノ法案ヲ採用スルヲ欲セザルガ爲メナルベシ是レ豈ニ區々タル感情ニ制セラルモノニアラズシテ何ゾヤ斯クノ如キ論者ハ共ニ國家ノ大計ヲ論ズルニ足ラザルナリ

論者ガ監獄費ヲ國庫支辨トナスハ目下ノ得策ニ非ズトシテ論ズル所ノ要點ニ曰ク
 「國權施用ニ屬シ改良増進ヲ謀ル可キ者獨リ監獄費ノミニアラズ且ツ我國世運ノ度
 ト百般内治ノ事業トニ對シ唯此獄務ノ改良ニノミ偏重偏進スベキヤ疑ヒナキ能ハ
 ズ」ト予輩ハ寧ロ犯罪者ヲ拘禁シ刑罰ヲ執行スル所ノ費用即チ國法執行ニ關スル所
 ノ監獄費ヲ以テ地方稅支辨トナシ啻ダニ地方ノ負擔ヲ偏重スルノ不條理ナルノミ
 ナラズ行刑ノ均一ヲ紊リ且ツ各地方ヲシテ負擔ノ平衡ヲ得セシメザルノ失當ヲ察
 セザル論者ノ如キモノアルヲ怪ム國權ノ直接施用ニ關スル費用ニシテ現ニ地方稅
 支辨ニ屬スルモノ監獄費ヲ借テ他ニ果シテ何者カアル改良増進ヲ謀ルベキ者獨リ
 監獄費ノミニアラザルベキハ予輩モ亦之ヲ知ル積極的ノ論點即チ統一時期シ改良
 ナ謀ルベシト謂フハ國庫支辨ノ結果、當然、豫想シ得ベキ利益トシテ之ヲ見ルベキ
 ノミ要ハ唯ダ剩餘金ヲ利用シテ性質上當サニ國庫ノ負擔ニ屬スベキ監獄費ノ支出
 ニ充テ以テ民力休養ノ最急要務ヲ果タスベシト謂フニアリ大ニ獄務ヲ改良シテ開
 明國重要ノ事業ヲ完成スルガ如キハ予輩モ亦タ論者ト同ジク時勢民情ノ如何ヲ省
 察シ世運ノ度ト百般内治ノ事業トニ對シテ駢行共進スル所アラシメント欲スルニ

異議アラザルナリ論ジテ此ニ至レバ論者ガ疑團ト稱スル所ノ剩餘金ヲ監獄費等ノ
 費途ニ供充スベキモノナリヤ否又我國世運ノ度ト百般内治ノ事業トニ對シ唯此獄
 務ノ改良ニノミ偏重偏進スベキヤ否ノ二點ハ釋然トシテ氷解スルニ至ラン

獄務改良ノ問題ハ附隨ノ結果即チ第二ノ目的ナリトノコトハ前段ニ之ヲ開陳セリ
 故ニ若シ假リニ監獄費ヲ以テ國庫支辨ニ移スモ唯ダ移シタルノミニテハ改良ノ効
 アルベカラズトスルモ主要ノ目的ハ既ニ之ヲ貫徹シタルモノト謂フベキナリ論者
 曰ク「罪囚拘禁ノ措置其宜シキヲ得ザルガ爲メニ之レガ弊害ヲ匡治センカ監獄建築
 ノ規模其全キヲ得ザルガ爲メニ之ガ構造ヲ改良センカ要ハ唯夫レ其經費ヲ増加ス
 ルノ一點ニ歸センノミ」ト然リ改良ノ事業ニ金ヲ要スルコトハ予輩モ亦之ヲ知ル
 然レドモ一方ニハマタ組織、其宜シキヲ得ザルガ爲メニ冗費アルヲ免レザルコトヲ
 モ知ラザルカカラズ必ズシモ費用ヲ要セズシテ無形ノ改良ヲ施シ得ルモノアルコ
 トヲモ考ヘザルベカラズ、同一ノ罪ヲ犯シ同一ノ刑ニ處セラレタル犯罪者ニ對シ衣
 服食料其他諸般ノ所遇法ヲ均一ナラシムルガ如キ又ハ地方ニ由リ過分ノ費用ヲ負
 擔セシムルガ如キ不公平ナカラシムルハ是レ豈ニ費用ヲ要セズシテ無形ノ改良ヲ

施シ得ルモノニ非ズヤ彼ノ犯罪人拘禁ノ費用ヲ轉々シ（控訴者等アル場合ニ於テ之レニ關スル文書ノ往復等ニ少カラザル手數ト費用ヲ要スルガ如キハ是レ豈ニ組織、其宜シキヲ得ザルガ爲メニ冗費アルヲ免レザルモノニ非ズヤ其他、監獄建築等ノコトニ就テハ殊ニ地方稅支辨ナルガ爲メニ往々冗費ヲ賭シタルノ跡ナキニ非ズ建築ノ設計ヲ指揮監督スルハ固トヨリ中央政府ノ職權ナリト雖モ費源ノ地方稅ナルガ爲メニハ其不完全アルヲ知ルモ費源ニ對シテ幾分カ斟酌スル所ナキ能ハズ恰カモ是レ父母ト雖モ其子ノ世帯向ニ對シテ餘リ口喧マシク容喙スル能ハザル事情アルト一般ナリ而シテ其結果ハ冗費不經濟ノコトアラシムルヲ免レズ是レ豈ニ組織其宜シキヲ得ザルガ爲メナルニアラズヤ若シ夫レ監獄費ヲ以テ國庫經濟ノ支辨トナスニ至ラバ右ノ如ク啻ダニ經費ヲ増加セズシテ諸般ノ改良ヲ施シ得ルノミナラズ反テ幾多ノ冗費ヲ節減スルノ結果アルヲ見ルベキナリ況ンヤ將來ニ於テ建築工事等ヲ起スニ當テハ充分、適當ノ節減ヲ加ヘテ完全ナル事業ヲ成シ得ルニ於テヤ論者ガ今假リニ地方稅經濟ヲ國庫支辨ニ移セバトテ其經費額ノ増加ナキ以上ハ決シテ之レガ改良匠治ヲ望ムベカラズト論斷シタルコトノ謬レルヲ會得スベシ

獄事ノ改良ヲ要スベキモノ蓋シ一ニシテ足ラズ監獄ノ目的ヲ達シ行刑ノ主義ヲ貫徹セントナラバ益々進ンデ百般ノ事項ヲ改良セザルベカラズ而シテ其之レカ改良ヲ謀ルニ當テハ本末緩急ヲ考量スベキコト勿論ナリト雖モ苟クモ改良ノ必須ヲ感ズル所ノモノハ急ニ之ニ着手セザルベカラズ其之ニ着手スルヤ敢テ監獄費ノ地方稅經濟ニ屬スルト國庫經濟ニ屬スルトヲ問ハザルナリ、幾分ノ費用ヲ増加スルヲ慮ルニ遑マアラザルナリ、論者ハ建築其他獄務ヲ改良セント欲セバ將來經費ヲ増加スルニ至ルベキガ故ニ監獄費ヲ國庫支辨ニ移スベカラズトナスト雖モ改良事業ハ其費途ノ何レニ屬スルトニ關係セザルナリ地方稅支辨ナルガ故ニ之ヲ踟躕シ國庫支辨ナルガ故ニ之ヲ斷行スト謂フガ如キコトハアラザルベシ、論者ハ全國ニ於ケル監獄構造ノ不完全ナル實例ヲ掲ゲテ之ヲ示セリ予輩モ亦タ實ニ斯カル實況ナルヲ信ズ然レドモ此不完全ナル監獄ノ支辨、地方稅ニ屬スルガ故ニ之ヲ放擲シ國庫支辨ナルガ故ニ之ヲ改築スベシト謂フヘキモノニアラザルナリ將來ニ於テ要スベキ若干ノ建築費ハ何レニシテ之ガ支出ヲ免レザル者ト覺悟セザルベカズ唯タ益々地方稅ヲ増加シテ民力休養ノ趣旨ニ背クト然ラザルトノ差異アルノミ予輩ハ論者ガ斯ク

ノ如キ自己ノ反對論ニ利益ナル事例ヲ舉ゲテ得々タルヲ怪マズンバアラザルナリ
論者ハ京都以下十二府縣ノ監獄署建築費ニ據テ將來、要スベキ建築費額ヲ算出セリ
然レドモ是ハ妥當ヲ得タルモノニ非ズ何トナレバ此十二府縣ノ内ニハ一般地方ノ
監獄署ニ四五倍スベキ大坂ノ如キ無比ノ大監獄アルヲ以テ之レニ由ツテ一般ノ平
均ヲ取ルコト能ハザルヲ以テナリ一監獄ニ付キ平均七萬圓ノ改築費ヲ要スベシト
ノ計算ハ頗ル過當ナルヲ信ズ且ツ支署ノ建築費二萬餘圓ト概定シタルガ如キハ妄
謬モ亦甚シト謂ハザルヲ得ズ願クハ予輩ヲシテ論者ガ斯卡ル巨額ヲ算出シタル根
據ヲ聞クコトヲ得セシメヨ

予輩ハ不完全ナル監獄ヲ改築シ其稍々完全ナルモノモ一層之ヲ完成スルニ至ラシ
ムルコトノ殊ニ必要ナルヲ確信スルモノナリ而シテ其之ヲ確信スル所以ノモノハ
獨リ行刑ノ點ノミニアラズ經濟上ニ於テモ亦適當サニ然ルベカラザルモノアルヲ
知レバナリ蓋シ不完全ナル監獄ニ罪囚ヲ拘禁シテ適當ナル遇囚ノ方法ヲ實行スル
能ハザル以上ハ罪囚ヲ懲治セント欲スル所以ノモノ偶マ以テ罪惡ニ感染馴致セシ
ムルニ足リ歸スル所監獄ヲシテ泥棒學校タルニ至ラシムルヲ免レズ一旦、監獄ノ門

ヲ入りタルモノ、多クハ奸惡兇暴ナル慣習的犯罪者ト化シテ門ヲ出テ、社會ヲ蠹毒
スルモノ愈々多クシテ監獄ニ衣食スルモノ益々加ハリ直接ニ間接ニ良民ヲ害シ愈
々益々社會ノ負擔ヲ増加スルヤ明カナリ我國ニ於テ再犯以上ノ者始ト全囚ノ七分
ヲ占ムルガ如キハ文明諸國中稀レニ其比ヲ見ル所ナリ是レ職トシテ建築ノ不完全
ナルガ爲メニ罪惡傳播ノ弊害ヲ杜絶スル能ハザルニ由ラズンバアラズ之ヲ以テ予
輩ハ夙ニ獄事改良ノ第一着手トシテ先ヅ緩急ヲ計テ監獄ヲ改築スルノ必要ナルヲ
信ゼリ幸ニシテ府縣監獄費ノ國庫支辨ト爲ルニ至テハ余輩ハ益々此點ニ向ツテ世
人ノ注意ヲ惹キ輿論ノ賛同ヲ得ンコトヲ期望スル所ナリ監獄改築ノ事業ハ其地方
稅タルト國庫支辨タルトニ由テ之ヲ斷行スルニ緩急アルノ筈ナシト雖モ若シ之ヲ
地方稅ニ委ヌルコト尙今日ノ如クナランニハ我國モ亦タ彼ノ佛國ト同一ノ轍ヲ蹈
ムニ至ランコトヲ恐ル佛國ニ於テハ千八百七十五年六月五日發布ノ法律ヲ以テ刑
事被告人及ビ一年以下ノ短期囚ハ凡ベテ之ヲ分房制監獄ニ於テ拘禁執行スベキコ
トヲ制定セリ而シテ此種ノ犯罪者ハ盡ク之ヲ地方監獄ニ拘禁スベキモノナルガ故
ニ政府ハ豫メ地方費負擔額ノ増加ヲ慮リ此法律實施ノ爲メニ要スル所ノ新築若ク

ハ改築費ノ幾分ハ國庫費ヲ以テ之ヲ補助スルコト、ナセリ然ルニ地方ニ於テハ種々ノ故障アルヲ口實トシテ容易ニ之ヲ實行セズ嚴重ナル政府ノ督責アルニモ拘ハラズ發令後十二年ヲ經ルモ全國三百八十二ノ監獄中ニアリテ此法律ヲ實行シタル所ノモノハ僅カニ十四個所タルニ過ギス是ヲ以テ見レバ我國ニ於テモ依然地方ノ事業ニ委シテ姑息ノ手段ヲ取り徒ラニ罪囚ヲ繁殖シテ社會殊ニ地方人民直接ノ負擔ヲ増加スルヲ省ミザルガ如キハ豈ニ經世家ノ事ナラシヤ若シ果シテ改良ノ方針ニ向テ其進路ヲ取ルトナラバ改築事業ノ如キハ幾分カ費用ノ増加アルヲ見ルモ尙ホ之ヲ斷行スルニ踟躕スベカラズ是レ再犯ヲ防遏シ行刑ノ目的ヲ達スルハ國家經濟ノ道ニ適スルモノナルヲ以テナリ予輩ハ敢テ國庫支辨タルガ爲メニ之ヲ冀望スルモノニ非ラズ之レガ冀望ヲ貫徹スルニ國庫支辨ノ便利且ツ得策ナルヲ信ズルモノナリ

聞ク所ニ據レバ廿五年度ニ於テ監獄費トシテ支出スベキ概定金高三百二十萬圓ナルモノハ十九年度以來既往數年間ノ經費ニ據ツテ之が見込テ立テタルモノナルガ故ニ當然、其幾分ヲ以テ必要ノ建築費ニ供充スルノ計畫ナリト謂モヘリ然ルニ論者ガ二百餘萬圓ノ經費ハ僅カニ現態ヲ維持スベキ費途タルニ過ギザルナリ又何ゾ其改良ヲ望ムニ違アラシヤト速シタルガ如キハ紕謬ノ論斷ナリト謂ハザルヲ得ズ予輩ハ信ズ將來モ亦大ニ此概定額ヲ増加スルコトナクシテ緩急ヲ計リ毎年若干ノ監獄ヲ新營シ終ニ十數年ヲ出デズシテ幾多不完全ノ監獄ヲ改築シ了スルニ至ルベキヲ論者ガ二百餘萬圓ノ金額ハ一時ノ目安タルニ過ギズ故ニ其豫算ハ可成的節約ノ金額ヲ以テ議會ニ望ム是レ實ニ一ノ政策トシテ一ノ手段トシテ視ルヲ得ベキモノタルニ過ギズ云々ト邪推的論難ヲ下シタルガ如キハ徒ニ妄想ヲ逞ウシテ自家ノ偏見ヲ粉飾スルノ愚ヲ表スルニ過ギザルナリ既往三五年ノ實費ヲ基礎トシテ調査スルハ豫算編成ノ定則ナルニアラズヤ彼ノ三百二十萬圓ナルモノハ實ニ此定則ニ基テ算出シタルモノナリ之ヲシモ一ノ手段ナリ政策ナリ若クハ一時ノ目安タルニ過ギズト謂ハシ何ニ由テカ此豫算ヲ調査セントスルカ論者少シク反省スル所アリテ可ナリ

予輩ハ尙ホ此ニ一言、監獄費ヲ國庫支辨ニ移シタルニ由テ好結果ヲ得タル實例ヲ示シテ論者ノ蒙テ啓クノ資ニ供スル所アラント欲ス此實例ハ即チ英國ニ於ケル監獄

改良ノ事績ニシテ同國ニ於テハ多年經驗ノ上、到底監獄費ヲ以テ地方税ノ負擔ニ屬セシムルノ不可ヲ悟リ終ニ千八百七十七年發布ノ監獄法ヲ以テ英國及ビ威國ノ監獄費ハ總ベテ國庫ノ負擔トナシ獄務改良ノ事業ヲ決行セシニ計營、果シテ其ノ圖ニ的中シ着効實効ノ見ルベキモノ少カラズ例へバ千八百七十八年乃至八十四年ニ於ケル七年間(即チ國庫支辨ニ移シタル以後)ノ監獄費ヲ以テ之ヲ千八百七十年乃至七十七年ニ於ケル七年間ノ監獄費ニ比較スルニ唯ダニ管理費ノミニテモ凡ソ三百萬圓餘ノ節減ヲ見ルニ至リ且ツ斯ノ非常ノ節減ヲ見ルニモ拘ハラズ一面ニハ到ル處、新築若クハ改築ノ事業ヲ決行シ諸般ノ獄務ハ駸々トシテ改良進歩セザルハナク就中犯罪者ノ數著シク遞減シ曾テ千八百七十八年ニ於テ二萬〇四百四十二人ナリシモノ千八百八十七年ニオイテハ往年ノ人口二千三百萬ヨリ二千七百五十萬ニ増加シタルニモ拘ハラズ囚員ニ於テハ實ニ一萬四千九百六十六人マデニ減少スルノ事實ヲ見ルニ至レリ而シテ其他ノ歐洲諸國ニ於テモ佛國瑞典(此二國ニ於テモ國庫ヨリ多額ノ補助ヲナシ若クハ其大部分「官吏ノ俸給、囚徒ノ衣食費等」ヲ以テ國庫ノ支辨トス)ヲ除クノ外ハ其曾テ地方税支辨ナリシモノ現今ニ於テ大概國庫支辨ニ移サミルハナク到ル處、皆亦タ良好ノ成績アルヲ見ル

論者ハ多數ノ府縣ニ於テハ改築事業ノ舉ラザル所以ノ者ハ蓋シ其地方經濟ノ度合ト各地ノ事情ニ牽制セラレツ、アル結果ニ外ナラズト雖モ抑モ亦タ政府ガ獄則實施ノ方針ニ一定不動ノ主義ナキニ胚胎セズンバアラズト稱シ府縣監獄ノ不整備ナルヲ以テ其原ク所政府ガ措施ノ緩慢苟且ニ失シタルニアリトナセリ迂濶モ亦タ甚シト謂ハザルヲ得ズ論者ハ各府縣ノ當事者ガ監獄則其他獄務ノ改良ニ關スル政府ハ方針ニ從ヒテ毎年建築其他諸般ノ事項ニ就テ種々ノ要求ヲ地方議會ニ提出スルハ事實ヲ知ラザルカ而シテ此要求ハ焦眉ノ必要アルニモ拘ハラズ多クハ常ニ議會ノ阻斥スル所トナルヲ知ラザルカ政府ノ之ヲ寛容スルハ地方議會ノ決議ヲ尊重スル德義ヲ守ル所以ノ道ナルヲ解セザルカ之ヲ以テ或ハ一定不動ノ主義ナシト謂ヒ或ハ措施ノ緩慢苟且ニ失シタルモノトナスガ如キハ抑モ事理ヲ解セザルモノ、妄言ト見做サミルヲ得ズ從來ニ於ケル建築其他諸般獄務ノ不整備ナルハ實ニ論者ノ言ノ如シ何ゾ知ラン其原因ノ地方税支辨タルノ一事ニアルコトヲ如何ニ政府ガ獄則實施ノ方針ニ一定不動ノ主義ヲ執リタルニモセヨ此一事ニシテ除カレザル以上

ハ又タ如何トモスルコト能ハザルナリ是レ獨リ我國ニ於テノミ然ルニ非ズ歐洲諸國ニアツテモ亦皆ナ其轍ヲ同ウス現ニ佛國ノ如キハ法律ヲ以テ之ヲ規定シ且國庫ニ於テ幾分ノ補助ヲ約セシニモ拘ハラズ尙ホ容易ニ其實行ヲ見ル能ハザルニ非ズヤ之ヲ以テ決シテ其責ヲ政府ノ施措ニ歸スベカラズ地方稅支辨ナルコト蓋シ之レガ唯一ノ原因トシテ見ルベキナリ

論者ハ多少、既ニ新營ヲ實行シタル地方アルヲ見テ「今監獄費ヲ以テ之ヲ國庫支辨ニ移スハ其結果、竟ニ一方ノ地方人民ニ偏重ナル疾苦ヲ課シテ國庫支辨ノ補助ヲナサシメ他ノ一方ニ偏輕ナル餘裕ヲ與ヘ鉅額ノ地方稅負擔ヲ免レシムルノ不公平ニ陥ラントス」ト絶叫ス癡言殆ンド聽クニ堪ヘザルナリ建築費ノ如キハ固ト是レ監獄費ノ一部分タルニ過ギザルナリ一時之ヲ卸シテ永久又タ些シノ失費ヲ要セザルモノニアラズ年々幾多ノ修繕費モ要スベク且ツ數年ノ後ニハ再ビ新築又タハ模様替若クハ大修繕ヲ行フノ必要ヲ見ルベキヲ以テ若シ斯カル場合ニ遭遇セバ目今假令一時或ハ不公平ヲ感ズルガ如キモノアルモ忽チ其ノ惠ニ浴スルコトヲ得ベシ斯クノ如キ區々タル一小事ヲ以テ國家ノ大計ヲ論ズルガ如キハ識者ノ取ラザル所ナルヲ信ズ況ンヤ其論據ハ取ルニ足ラザル杜撰ノモノタルニ於テチヤ

論者ハ地方稅削減ノ結果ハ單ニ他ノ地方事業ノ改良増進ニ餘地ヲ與フルマデニシテ毫モ民力休養ノ目的ヲ達スルニ足ラズトナス是レ畢竟論者ガ地方議會ヲ蔑視スルニ由テ生ズル所ノ杞憂ナリ苟クモ着手苟クハ改良ノ必要アルモノハ地方稅目削減ノ有無ニ拘ラズ民力ノ許ルス限りハ地方議會之ヲ實行スベク削減アルノ故ヲ以テ必要ナキモノモ之ヲ實行スルガ如キハ地方議會ノ敢テセザル所ナルベシ予輩ハ地方議會ヲ信ズルコト厚シ故ニ其濫リニ他ノ事業ノ爲メニ折角、贏マシ得タル所ノ空虛ヲ侵蝕占領セシムルガ如キハ斷ジテ之レアルベカラザルヲ信ジテ疑ハザルナリ若シ假リニ數年ノ後、斯クノ如キコトアリトセン乎是レ地方人民自ラ之ヲ爲スナリ、時勢ノ必要之ヲ促スナリ毫モ民力ヲ休養スル所以ノ素志ニ關係セザルナリ論者ガ結論ノ一段ニ至リ疾呼スル所ノ言ニ曰ク（嗚呼我國施政ノ方針ハ漸次中央集權ノ宿弊ヲ解キテ地方分權ノ制度ニ進マントス然ルニ今ヤ忽チ是ノ方針ニ悖リ從來地方ニ屬セシ業務ヲ舉ゲテ更ニ中央集權ノ下ニ歸セシメントス是豈國家經綸ノ道ナランヤ）ト何等ノ妄言ゾヤ抑モ論者ハ前段ニ於テ予ハ敢テ一概ニ監獄費ヲ國庫

ノ負擔タラシムベカラズト論ズルニアラズト斷言シタルコトヲ忘却セルカ若シ夫レ監獄費國庫支辨ヲ以テ地方分權ノ旨義ニ悖ルモノナリトセバ論者ハ將來如何ナル場合ニ論ナク徹頭徹尾監獄費ヲ國庫支辨トナスベカラズト信ズル者ナルニアラズヤ前後其論旨ノ矛盾スルハ何ゾヤ其ノ矛盾ハ措テ問ハザルモ監獄費ヲ國庫支辨ノ舊ニ復スルヲ以テ地方分權ノ旨義ニ悖ルト謂フガ如キハ予輩ノ最モ怪訝ニ堪ヘザル所ナリ若シ假リニ監獄費ヲ地方經濟ニ据エ置クコトヲ以テ地方分權ノ旨義ニ適シタルモノナリトセン乎裁判所ノ費用等ヲ以テ地方稅支辨ニ移サントスト謂ハバ論者ハ喜ンデ之ヲ贊助セント欲スルナルベシ論者ノ加キハ抑モ地方分權ノ何者タルヲ知ラズ如何シカ是レ地方分權ノ眞旨義ナルカヲ解セザル者ナリト謂ハザルベカラズ論者請フ考一考セヨ夫ノ地方分權論ノ本家トモ謂フベキ英國ニ於テスラ尙ホ監獄費ヲ以テ國庫支辨トナシツ、アルニアラズヤ苟モ國家ヲ經綸セント欲スル者ハ宜シク公平ノ心ヲ以テ充分ニ事理ヲ考究シテ國家百年ノ長計ヲ立ツルノ工夫アルベキナリ (完)

●公署内の遺失物處分 (承前)

東京 白 里 漁 人

然れども予の所説に反對する者は或は云はん官廳内の遺失物を官没するは予が論定をたるが如き推定あるが故にあらざして他に大に其理由あればなりと、而して其所謂他の理由なるものを聞くに所有主なき財産は國有に歸すとの民法上の原則是れなり曰く此一大原則たる我國現行の法律中之を表明するものなりと雖も條理上習慣上俱に之を認識するは争ふべからざる所なり、而して彼の官廳内に於ける遺失物を官没するは則ち之が適用に外ならずと、予は斷じて此抗論の價値なきことを公言す

蓋し所有主なき財産は國有に歸すとは民法上の一大原則たること予之を知る、又我現行法律中之を言明するものなりと雖も然かも條理は此原則の放棄を許さざるのみならず、習慣は既に已に之を認識確立し殆んど我か法制を串通せること予又之を知る、故に予は敢て此點に於て反對論者の言を否拒するものにあらずと雖ども、然れ

ども此原則の適用は則ち現れて官没となると云ふに至りては予其可なるを見ず、蓋し現行の遺失物取扱規則は之を要するに一個の特別法にして即ち遺失物に在りては國有主義を排斥し而して其第二條は特に拾得者の所有に歸することを言明したる者なればなり、語を更へて之を言へば遺失物に關しては國有主義を適用せざる者なればなり、既に國有主義を適用せず、又何ぞ官没の此主義に基づくの理あらんや予は前段に於て遺失物に關しては國有主義を適用せずと明言したり、此一事は之を新定の民法に照合することは一層明瞭なるべし、想ふに新定の民法は未だ實施の時期に達せずと雖も又以て引援して予が所論の確保とするに足るべし、民法財産編第二十三條第二項に曰く「所有者ナキ不動産及び相續人ナクシテ死亡シタル者ノ遺産ハ當然國ニ屬ス」と、乃ち知る我が民法は國有主義を適用すべき區域を狹限して單に之を(一)所有者なき不動産及び(二)相續人なき不動産及び動産に止めたるを、而して遺失の動産に關しては果して如何なる法定を爲せしか、之を民法財産取得編に求むるに其第三條第一項に曰く「狩獵、捕漁ノ權利ノ行使及び漂流物、遺失物ノ取得ハ特別法ヲ以テ之ヲ規定ス」と、而して其所謂遺失物に關する特別法とは法律に改正なき

限りは現行の遺失物取扱規則を指示するものと認めざるを得ず、何となれば若し現行規則に改正なく而して民法實施の時期に至らば該法に所謂特別法とは現行取扱規則の外之に吻合するものあらざればなり

然るに現行の遺失物取扱規則は警察官吏、拾得者たる場合の外他に例外を示せざるを以て、夫の第二條に決定したる所は普通の規定と云はざるを得ず、是れ予か前に説示したる所なり、果して然らば官廳内の遺失物に限り特に國有主義は適用するに餘地なきは又言はずして明かならん、反對論者の國有主義を以て官没の理由となすは毫も取るに足らざるなり

予は官廳内の遺失物に關し思はずも多辨を費したり、是れ畢竟公署内に於ける遺失物を官没するの非理なることを證明せんが爲めなり、想ふに官廳内の遺失物を官没するは官廳は則ち拾得者なりとの推定に基づくものとせば公署内に於ける遺失物を官没せんには官廳は其拾得者なりとの推定は下すにあらざれば能はざるべし、然るに如此推定は果して能く下し得るや否や、此解答の消極的なるべきは殆んど予の贅辨を俟たざるべし

蓋し公署は一の圍繞せるものにて外來人の自由の出入通行を許さざるものあること猶ほ官廳に於けるか如し、又公署は之を管理するものあること恰かも官廳に管理者あるに等し果して然らば余が前に説述したる私邸内の遺失物に關する原理は尙ほ之を公署にも適用するを得べし、即ち私邸内に於ける遺失物の原理に依りて之を視るときは凡そ公署内の遺失物に就ては其發見者の誰たるを問はず真正の拾得者は則ち其公署を管理する者たるべきものとす、然るに其管理者は官廳に於けるか如く官吏にあらずして公吏なりとす然るに公吏は各其所屬の市町村を代表するものなるか故に遺失物の交付を受くるも之を官廳に納付するの義務なく、又之を自己の私有に歸するの權能なく必らずや之を其市町村に納付せざるべからず、故に若し強ひて没收の文字を使用せんとせば予は之を市町村に没收すべしと云はんと欲す

斯くの如く官廳内に於ける遺失物を官没するの理由は即ち公署内に於ける遺失物を市町村没するの理由なれば凡そ公署内に於ける遺失物にして一箇年間之を領置するも物主を得ざるときは之を其市町村に交付するを以て正當の處置となすべし、彼の官廳内に於けるものと同一視し、之を官没するは當に事理に適せざるのみならず、又違法の處置たるを免かれざるべし

想ふに此の誤謬は公署を以て官廳と同一視し凡そ官廳に關する事項は又之を公署に適用すべしとするに淵源するものなるべし、殊に明治廿三年法律第百號の發布ありてより以來世の論者輒もすれば即ち曰く官廳官署及官吏等に關する犯罪は亦公署にも適用すべきは既に我か法律の明定したる所ならずや、公署の官廳と同一視すべきは唯此の一事能く之を推知するに足ると、然れども法律第百號は特に刑法のみに係り敢て他の事項に及ばざれば一箇の特定事項を取りて以て之を一般に推擴するの不可なるは殊更に予の指摘するを要せざるべし、然れども予は敢て公署を官廳と同一視するを以て不可なりと爲さず、唯其官廳に關する總ての事項は直ちに取以て以て公署に適用するの不可なるを云ふ而已、官廳内の遺失物に關する取扱の如きは之を公署に準用するを得べし、然れども之を適用すべからざるなり、官廳内に於ける遺失物は之を官没するを以て公署内のものも又之を官没すべしと云ふが如き速了の臆斷に至りては斷じて予の排斥する所なり予は法理の爲め學問の爲めに敢て之を言ふ

翻譯

●監獄玄理 (承前)

英國 ハーバート、スペンサー述

抑も政府の人民を保護し、之をして殺人、盜賊、劫掠及び其の他の侵害を受くることなからしめ、以て靜寧安樂なる生活を遂げしめんことを努むるに當りてや、宜しく各人に許與するに適正の範圍内に於て各々其の機能を行用するの自由を以てすべし、是れ其の本然の職分自から之を表示する所なりとす、而して政府にして其の職分を正當に盡了せんと欲せば亦交換の自由を保全せざるべからず、若し夫れ之を放委して敢て顧みることなかなん乎、政府は其の本然の職分を褻反し、保護者たるの位置を捨て、以て侵略者なるの位置に立たざるを得ざるべし、夫れ然

備、損害は吾人之を免かるゝを得たること果して幾許ぞ、而して吾人が今日に至り漸くに享受する所の富盛繁榮は早く既に之を取得せるなるべく、將た吾人の今日に於て當さに占むべきの位置は之を今日の現狀に比すれば權勢、富饒、福祉、道義の數者に於て遙かに優勝なるものなるべし、單純なる原理の放委は遂に茲に至る、吾人は此に至りて死兒の齡を算するの痴感なき能はざるなり
我が鐵道政略も復た實に一好証左たり、之れを我國の實歴に稽ふるに巨額の國資は空しく之を消失し、而して異常の慘毒は經濟界を攪亂したるは我が鐵道政略の實跡、歴然として之を証す、是れ畢竟純正道義の明々白々地に指示せる單純なる原理を放委して敢て之れを顧みざりしに職由するものとす、蓋し何人たるを問はず、凡そ契約を締結するものは自から其の契約の羈束を受け、而して契約書中に持定した

り、立法は何れの方向に趨嚮すべきやは純正道義の明白に指示したる所ならずや、宜しく速かに保護政策を絶ち以て貿易の自由を許すべきは純正道義の示命したる所ならずや、是故に當時の經世家にして若し此の單純なる先天的原理の指導に従ひ、苟くも時の事情之を許すに至らば之を常態に復するを以て目的となし、而して社會の攪亂騷擾するに當り必要物品の供給其の道を絶ち、爲めに一國の存立を害するか如き萬一の場合に適應すべき措置を施さしめば、彼の千萬を以て數ふべき幾多有害無益なる制限は早く既に之を解除し得たるなるべし、蓋し此等制限は嘗て必要不可欠のものなりしと雖ども、然かも社會の開明、人類の進歩、之を解除するも尙は能く其の安全と寧靜とを保つに足るに至らば一日も速かに之を廢棄するを當然となせばなり、經世家の處置にして茲に出でしめば此等制限の爲め殊更に蒙りし若

る事項は之れを履行するの義務を負ふと雖ども、然かも契約書中に明定なき、若くは契約書中に包意なき他の事項を履行するの義務を負はざるなり、此の一事の明白なる、吾人殊更に之れを道義の原理に訴へ、以て之が確保を爲すを要せざるなり、想ふに人類生存の大法と、社會成立の天法とは嘗て予が説示したるが如き公正の理義を生ず、而して夫の契約書に指示なき事項は契約者を羈束することなしとの一事は當さに此の公正の理義より演繹し得る所なるのみならず、往古以來幾多の星霜を経て漸く積聚したる人間の經試は定とに能く其の適正なることを保固せり、是を以て契約以外の事項は契約者を羈束することなしとの原則は今や各國の認識する所となり、殆んど民法上の一通則となれり、是故に凡そ合意に關する爭論あるに當りてや、其の審決すべきの事件は必らずや合意の事項が契約者の一方若くは他方を

羈束して此の件若くは彼の件を爲すの義務を負はしむるや否やに在り、而して契約書中に明定若くは包意なき他の事項に至りては契約者の雙方共に之が拘束を受くることなきは事理の當然となし、又敢て審理を要せずとせり

然るに此の明々白々にして殆んど公理とも云ふべき原則は不幸にも我が法制家の放棄する所となり、我が鐵道政略に關しては全く遺棄さらるゝに至れり、今茲に人あり、鐵道會社の株主となり、他の株主と結合し、以て特定したる某の場所より某の場所まで鐵路を布設して運輸の業を開始せんとす、其の結約を爲すや、己を羈束し以て企業の進捗の爲めに若干の金額を仕拂ふべきの義務を負ふ、之れと同時に又凡そ該企業の執行に關し生起する問件に就ては自己の意志を屈し以て株主の多數に服従するの義務を負ふ、是れ其の契約に包意する所なればなり、然れ

約成るの后他の株主等の隨意に決定經營せるものにて其の事業は殆んど損失相償はさるのみならず、多くは會社の破産自滅を招致せるものとす、然るに此の隨意の決定は唯其結約者相互を羈束すべきものなるに拘らず、他の株主をも併せて之を羈束するものとなし、爲めに他の株主は空しく其産を傾け以て之を助成せざるを得ざるに至れり、則ち鐵道會社に在りては某の線路を布設すべしとの合資契約は變じて一切の線路を布設すべしとの合資契約となり、二者の間絶へて其の區別を爲すものあらざりき、斯く契約の効果を擴充したるは之を要するに一箇の誤謬に外ならずと雖ども、然かも此の誤解は管に頭取支配人等之れを爲したるのみならず、株主自からと雖ども又此の誤解を許容するの愚をなし曾て之れを怪むことをなさざりき、豈に管頭取支配人等と株主とのみならず、立法者と雖ども實に又同一の誤

ども此の二事の外は契約者其人と雖ども決して自から羈束する所なきなり、語を更へて之れを言へば契約書に指定なき事項に關しては多數に服従するの義務を負はざるなり、是故に契約者は其の契約書中に特定したる鐵道に關しては自から羈束したりと雖ども、然れども其の特定なき鐵道に關しては他の株主之を布設せんと欲すと雖ども決して羈束を受くることなし、則株主多數の議決と雖ども特定なき鐵道に就ては該契約者を服従せしむること能はざるなり、單純なる結社契約にして其の效果に區別あること斯の如し、然るに此の區別たる全然無視せられたるは吾人の遺憾とする所なり、從來我國に於て合資、以て事業を經營するの會社に在りては、當初約定したる事業の外、尙ほ數箇の事業に干與し、爲めに株主は言ふべからざるの慘害を受け數ふべからざるの損失を蒙れり、蓋し此等約定以外の事業は會社結合の

謬に陥り其の誤解を以て正解となし、其の誤解を強行するを以て自己の職分を盡了せりと爲せり、嗚呼何ぞ誤解の多きや、夫れ斯の如く誤解に重ねるに誤解を以てす、而して我が鐵道會社の陸續踵を接して例産し、爲めに云ふべからざるの慘狀を經濟界に呈露せるは職として之れに是れ由る、蓋し一時の狂熱は國資を驅りて以て鐵道布設の一方に向はしめ、苟くも鐵道布設の名を以てせば巨萬の資本立るに集る、是時に當りて會社の異常なる熱心は偏に幹線の延長と支線の布設とに注入し、而して其の無謀なる競争心は徒らに無用の重線を併行せしめ其の極遂に共斃に終れるは輒近我が鐵道の演したる慘劇とす、是れ皆鐵道會社の當初の約定を擴充し徒らに新事業を計畫したるに因るものとす、若し夫れ鐵道會社にして當初の約定を固守し、而して新企の起業は別箇の會社をして之に當ら

しめば吾人が不幸にも目撃せし所の彼の巨額の損失は吾人遂に之れを見ることなかりしならん、若し將た合資契約にして純正道義の指示に従ひ之れを適正に執行せしめば幾千萬の國資は之れを利用し、幾萬の人戸は之れを飢凍より救出せしならん、單純なる正理の遺棄は遂に茲に至る、吾人慨嘆なからんと欲するも豈に夫れ得べけんや

予は以上二箇の例示を以て足れりとすべし、凡そ事を行ふに當りてや、適正の案臈を得んと欲せば便宜は常に純正道義の啓發に籍らざるへからずとの一事は、想ふに前示の二例之を確保するに餘あらん、是れ皆單一なる純正道義の遺忘の巨大なる誤謬弊惡を誘致するを證するものなればなり、若し夫れ相對的便宜に至りては宜しく絶對的便宜を以て基址となし、據りて以て適正の程度に達するを要とすべし、然り而して罪囚を遇する、其の道果して如何、吾人

六百個ニ近キ分房ヲ備ヘ各房間ニ廊下ヲ設テ囚徒間ノ交通ヲ阻絶シ晝夜之ヲ獨居セシメ囚徒ノ矯正ヲ輔助シ得ヘキ所ノ人ニ面會ヲ許可シテ以テ其獨居ノ鬱ヲ慰スルモノトセリ

又「チーバアン」州ニ於テハ夜間ハ分房隔離法ヲ施シ晝間ハ緘黙ノ則チ守リテ雜居作業ヲ爲スノ法ヲ行ヘリ而テ「ヴィルジニー」州ニ於テハ初犯囚ニ對シ費府法ヲ用ヒ再犯囚ニ對シ「チーバアン」州法ヲ用ヒタリ是レ亦諸君ノ了知セラル、所ノモノナリ

英國ニ於テハ最初兩法ヲ以テ「ミルバアンク」ノ監獄ニ試行シタリ該監獄ハ千八百十二年ノ築造ニ係ル爾後改テ分房隔離法ニ酌量ヲ加テ之ヲ施行スルコトナリタリ該法ハ又千八百六十四年ニ落成シタル「ペントンヴィル」監獄ニ適用シタルモノナリ

佛國モ亦兩法ヲ參用シテ「ロケット」監獄ニハ分房法「モンペリエ」、「フアントヴロール」其他ノ中央監獄

今之れを講究するに當り將さに此の觀察點よりせんと欲す、
罪囚の所遇法に關しては吾人また完全なる規制の確立を視ることなし、是れ其の確立を妨碍する一時の情實及び臨時の須要あるを以てなり、而して此等の情實須要は從來全く其の確立を妨碍したるのみならず、現今と雖ども又多少之れを妨碍するものありとす、讀者請ふ予の説述をして此の一事より始めしめよ
(未完)

●監獄改良論

(承前)

伊國上院議院萬國監獄會議代表員

タンクレド、カノニコ氏述

右ノ摸範ハ米國諸州ヲ風靡シテ之ニ則トラシメタリ而テ千八百廿一年ヨリ同廿九年ニ至ル間ニ於テ有名ナル「チェリー、ヒール」ノ監獄ヲ費府ニ建立シ殆ト

ニハ「チーバアン」法ヲ施行セリ余今論ヲテ佛國監獄ノ事ニ及ヘバ自ラ有名ナル「シヤル、リユカ」氏ニ對シテ感恩愛慕ノ言ヲ呈セサルヲ得サルニ至ル同氏ハ幼年ノ頃ヨリ力ヲ監獄ノ改良ニ盡シ晩年ニ至リテモ尙ホ矍鑠トノ益壯ノ氣ヲ奮ヒ勇敢絶群ノ兵士敵城ヲ攻撃シテ其破壊口ニ戰死スルカ如ク卒ヒニ獄事ノ爲メニ黽勉シテ没シタリ余ハ同氏ニ親炙シテ交情親密ノ榮ヲ荷ヘリ故ニ氏ニ對シテ感仰ノ讃辭ヲ呈スルハ余カ當然ノ本務ト謂フヘシ

白耳義、日耳曼、諸邦、和蘭、瑞典、諾威、瑞西、伊太利、西班牙、希臘等ノ諸國ハ熱心ヲ以テ此趨勢ニ順ヒ競フテ改良法ヲ施行シタリ吾人今日現ニ聖彼得堡ノ諸監獄ヲ一覽シテ感嘆ニ堪ヘス「チヴァ」河ヲ横絶スル亞歷山得橋畔ノ新監獄ハ七年前ノ築造ニノ歐洲中最美最良ナル監獄ノ一ト稱スルモ溢美ニアラサルナリ此ノ如ク進歩シ來リタルハ就中十數年間ノ事ニシテ

其速力實ニ驚嘆スルニ餘リアリ而テ能ク此成績ヲ效シタルハ行政ノ一部タル内務省ノ力ニ因ル然ハ即チ吾人齊シク帝國政府ニ對シ感仰ノ意ヲ呈スルノミナラス併テ其諸監獄ヲ總監スル官憲ニ對シテ敬意ヲ表セサルヲ得サルナリ

監獄主義ノ進化ヨリノ自カラ監獄法ノ兩派ヲ生シ其勢恰モ宗教上ニ兩大派アルカ如キノ觀ヲ爲セリ豈ニ奇ナリト謂ハサルヘケンヤ故ニ「レチンフラシユ」氏ハ曰ク往時曾テ世界ヲ大別シテ宗教ノ兩大族ト爲シタルカ如今監獄法ノ兩大派ニ應シテ之カ鴻溝ヲ畫スルホハ西方諸國ハ「チーバアン」洲法ヲ用ヒ東方諸國ハ費府法ヲ用ユルモノト謂フヘシト此ノ如ク兩宗派ニ應シテ進行スル平行線ハ其間ニ自ラ性法ノ親和力ヲ存セリ早晚必ス歸一ノ期ナカルヘカラス是無益ノ講究ニアラサルナリ

然リト雖凡人一タヒ其方向ヲ定メテ發軔スルホハ復ヲ採納シ始テ該法ヲ愛爾蘭ニ試行セシムルヲ承認シタリ而シテ其結果好良ナルヲ以テ爾後之ヲ規定シテ愛爾蘭法ト稱スルニ至レリ余ハ諸君ノ了知セラルハチ以テ今茲ニ評說スルノ要ナシト信ス故ニ唯若干ノ要點ヲ擧クルニ過キサルノミ凡ソ愛爾蘭法ハ第一期チ分房隔離トシ唯特別ニ教誨師ノミノ接近ヲ許ルシ囚徒ノ本心ヲ喚起シ正業ニ復歸スルノ決心ヲ誘發スルニ供ス第二期チ雜居作業トナシ囚徒ノ行狀ニ應シテ諸種ノ階級ニ區別シ第三期ハ則チ中間期場ニシテ囚徒始メテ獄衣ヲ脱シ各其技能ニ應シ農業若クハ工業ニ從事シ多少外人ト交通スルノ便ヲ與ヘテ以テ相識認スルヲ得セシメ刑期滿ツル時容易ニ職業ニ就クヲ準備セシメ又特別教育場ヲ設ケ囚人ニ其自由權ヲ善用セシムルノ地ヲ爲シ職業ニ從事スルノ方法ヲ指示シ且ツ放免後ニ遭遇スル所ノ諸困難ヲ排制スルノ指導ヲ爲ス第四期ハ則チ

タ容易ニ停止スヘカラサルハ自然ノ情勢ナリ而テ此兩法ハ各未ダ一定不變ノ價直ヲ有セス又無害無弊ノモノト謂フヘカラス是ニ於テカ久シカラスシテ感悟警醒スル所アリ

「ヴィルシニヤ」州ハ既ニ兩法參用ノ事ヲ起シ分房隔離法ヲ刑ノ初期ニ適用スルヲニ限定シタリ英國ニテハ濠州殖民ノ必要ヨリノ假放免法ヲ刑ノ末期ニ適用シ行狀不良ナル場合ニハ之ヲ廢止スルノ條ヲ創定シタリ本法後來普通刑法中ニ編入セラル故ニ英國ニハ有期刑ニ三級ヲ置クヲ始メタリ乃チ分房隔離、雜居、作業、假放免トス

然リト雖モ未ダ之ヲ以テ完備ノ點ニ達スル者ト謂フ可ラス大尉「クロフトン」氏ハ一千八百五十三年獄事講究委員ノ職務ニ執掌スルノ際某所ノ監獄亂雜非常ナルヲ發見シ大ニ雜居作業期及假放免期間ニ中間期ヲ設クルノ必要ヲ感シ建言スル所アリシカ英政府之

刑ノ終末ニノ假放免法ヲ施行スルノ時トナス該法ノ特性ニ階級ヲ設ケ最小定時間各級ニ於テ囚徒ノ行狀善良ナル者ハ上級ニ昇進セシメ又之ニ反シテ不良ナル者ハ下級ニ退降セシムルニアリ是「ヴァン、デル、ブリュゲン」氏ノ創意ニ係ル者トス而テ其目的ハ成ルヘク各囚徒ノ其待遇ヲ異ニセシムルヲ及之チノ漸々良業正職ニ復セシムルヲトノ兩途ニ在リトス

該法ノ原義ハ漸次ニ級ヲ追フテ進歩セントスル所ノ人性ニ應ジ且ツ勞働シ得ヘキ囚徒ニ作業及良行ヲ賦與シテ自由ナル生活ニ復セシメ以テ公安ヲ保護スル所ノ社會責罰ノ主旨ニ適スル者トス夫ノ諸國各其監獄法ヲ改良シタルカ如キハ外形異ナリト雖モ皆此意義ヲ擴充シタル者ニシテ敢テ驚クニ足ラサルノミ白耳義國ノミハ獨リ全刑期間分房法ヲ用テ良成績ヲ收ムト雖モ此一國ヲ除ケバ方今歐洲中ニ於テ專ラ同法

ノミチ施行スルモノハ一國モアルヲ無シト信スルナリ故ニ繼續分房獄舎(漸次稀少ニ赴ケリ)及混成獄舎ノ側ニ階級法ヲ用ユル所ノ獄舎ヲ設立スルハ諸國到處皆是ナリ我伊國ニ於テハ囚徒中ノ危険寡少ナル者ヲ撰拔シテ屋外作業ヲ試行シタルニ良成績ヲ奏セシヲ以テ爾后新法典中ニハ有期刑ニ階級法ヲ用ユルヲトナリタリ又海陸軍制度ノ性質ニ適合シ得ル以上ハ軍法中ニモ亦該法ヲ編入セントテ方今尙ホ研究中ニアリ

若干國ニテハ尙ホ進テ輕微ノ犯罪ニ對シ假宣告法ヲ設ルヲ創メタリ此法ハ宣告ヲ受ケタル犯罪者定期限間再犯ニ陥ル時ニアラスハ實際處分セサル者トス拘置監ハ罪ノ有無未タ判然セサル被告人ヲ短期間入レ置ク所ニシテ裁判上、公安上、人品(眞成罪因ト未決者トノ交進ヲ許サスシテ)上ノ利益ヲ保持スル者トス而シテ繼續分房法ハ充分ナル獄舎ノ不足及經

の警察を分ちて行政警察司法警察の二科と爲すか如きは全く佛蘭西主義の輸入より陥落したる誤謬に外ならず佛國に於て始めて此の區別を立てたるは該國共和曆第四年「ブルームーヤ」月(十一月)三日即ち一千七百九十五年十月二十五日の刑法にして即ち其の濫觴は今より九十六年の昔に在りとす今讀者諸君講學の材料にもと思ひ左に該刑法中警察に係る條項を譯載す

第十六條 警察は公けの秩序并に一個人の自由安全及び財産の安固を保持するが爲め施設したる制度とす

第十七條 警察の主眼は警戒に在りて視察の客體は社會全體なり

第十八條 警察を分ちて行政警察司法警察の二科とす

第十九條 行政警察の目的は如何なる場所に論な

濟困難等ノ爲メ一二政府ニ於テハ完備ナル實施ヲ妨クト雖モ有理正當ナル一法タルハ一般ニ一致シテ異論ナキ所ロタリ

一タビ精神改新ノ主義責罰法中ニ入りテヨリ以來或ハ邪惡ノ根蒂ヲ切斷シテ罪ヲ豫防スル事或ハ成ルヘク放免ノ後再ビ犯罪ニ陥ルヲ防遏スル等ノ事ニ注意セサル可カラス是感化院保護會社ノ起ル所以ナリ此兩者ハ監獄改良ノ助成機關ニシテ(就中感化院ハ今日諸國中ニ盛行ス)余ノ今日説述スルヲ能ハサル處ナリ何トナレハ右ノミニテモ專長大ニ亘リ一朝夕ノ能ク悉クス所ニアラザレバナリ (未完)

雜錄

●行政警察司法警察濫觴

我が國の警察法は其の初めに佛蘭西法に模倣し彼

く又一般行政の如何なる分科たるを問はず公けの秩序を維持し殊に法律に背戾する所業を豫防するに在り

第二十條 司法警察は行政警察に於て豫防し得ざりし犯罪を捜査し其の證據を蒐集し求刑の爲め犯人を引渡すものとす

●德川時代司法警察一斑

●淺野内匠頭記錄

全十四年三月十日

- 大名 淺野内匠頭長矩
- 高家 吉良上野介義英
- 組留御留守居番 梶川 與惣兵衛
- 一湯原氏日記 二月四日未月參向公家衆御馳走人勅使

柳原大納言 淺野内匠頭云々

元祿十四年己三月十四日勅答并歸路御暇例年御白書院に候得とも今日不慮の儀に付御黒書院也

一己后剋殿中柳の間にて高家吉良上野介淺野内匠頭詞荒々しく聞へしが上野介は柳の間を立醫師間取付處大杉戸際にて内匠頭追詰り短刀を以抜打に討掛上野介烏帽子着故右髪を後へ懸け切付候振向處を又一太刀切る然れ共二ヶ所共薄手也と時に御留守番梶川與物兵衛不_レ透飛懸り内匠頭後より懷き留しかば表坊主關伴和來り内匠頭前より取付短刀取直し肩に引掛梶川相伴に坊主衆部屋前置則蘇鉄の間御徒目付部屋へ入れ置く

勅答相濟内匠頭は田村右京大夫へ御預け則彼の宅へ差遣す戸田能登守御馳走人代被_レ仰付_一早速家僕傳奏屋敷へ差遣し内匠頭家來に入替る

一戸田采女正へ内匠頭屋敷家來共可_レ致_二差圖_一旨被_レ仰付早速彼地へ被_レ相越_一水野監物田村右京大夫屋守被_二申渡_一

同二十二日高家吉良上野介願之通御役御免

五月六日山田奉行淺野美濃守御役被_二召上_一遠慮如_レ前是は内匠頭叔父也同十五日山田奉行淺野美濃守跡へ御使番より堀内藏介

七月十九日御用番被_レ爲_レ召淺野大學事分知三千石被_二召上_一松平安藝守方へ引取可_レ申旨被_二仰渡_一是者淺野内匠弟也

八月十九日

吳服橋之内 吉良上野介願之通屋敷被_二召上_一之本所松平登之助上ヶ屋敷被_レ下吉良左兵衛へ御老中列座土屋相摸守被_二申渡_一

十月六日 吳服橋内吉良上野介上り屋敷米倉長門守へ被_レ下

元祿十五年七月十八日於_二加藤越中守宅_一淺野左兵衛跡淺野大學召寄閉門御免領知三千石被_二召上_一松

敷可_レ致_二警固_一旨被_レ仰付

一吉良上野介儀者致_二歸宅_一疵養生仕候様被_レ仰渡乘物にて退散す

一爲_レ檢使_一大目付庄田下總守御目付多門傳八郎大久保權左衛門其外御徒目付田村右京大夫宅へ相越下總守述_二上意之趣_一淺野内匠頭切腹被_二仰付_一候介借御徒目付儀田武太夫

同十五日月次之出仕在之御目見無之御老中出座淺野内匠頭昨日之不慮之儀并切腹被_二仰付_一候段於_二席々_一達せられ今日者御禮御受不_レ被_レ遊由也

一播州赤穂城請取脇坂淡路守同所在番木下肥後守御目付御使番荒木十左衛門御小性組仁木周防守組日下部三十郎等へ被_二仰付_一但三十郎内匠方へ由緒有之御斷申上爲_レ代御書院小栗和泉組柳原采女

同十九日梶川與物兵衛今度仕形宜しく被_二思召_一候に付五百石御加増被_レ下之旨御老中列座土屋相摸

平安藝守方へ引取申可旨被_二仰渡_一

●火事場取締

天和三年正月二十三日

御目付御使番不殘被_レ爲_レ召於_二火事場_一不審成者於_レ有之は可_レ召捕_一旨老中被_二仰渡_一

又中山解ヶ由を被_レ召風烈候節は與力同心所々を巡り不審成者有之候は、可_レ召捕_一旨老中被_二仰渡_一

●膾胎を禁す

寛文六年五月二日

覺

子おろしの看板出し置商賣致候者有之候は、堅無用可仕由被_レ仰付候間町中無用に可致候縦へかん板出し不申内々にて致候もの若有之候は、町内に置申間敷候

●再び捕賊の解放を禁す (外二件)

天和二年正月十日

覺

一 町中にて盗人并巾着、はな紙袋、小柄其外何にても
取候者捕へ候ても追はなし候様相聞候自今以後捕
候は、早々番所へ召連可參候事

一 目あかし首伐の者町中にて理不盡成ねたりケ間敷
事申掛候は、早々召連れ番所へ可參候事

一 町中の者方々にてねだりケ間敷儀申掛理不盡成義
仕候由跡々よりも相聞候間左様の者有之候は、早
速弱捕番所へ召連可參候事

右之通町中家持借屋店借地借召仕等迄爲申聞少も相
違仕間敷候若見のがしに仕候は、可爲曲事者也

●閉門逼塞遠慮の輩心得書

寶永元年七月六日 (五代將軍綱吉)

閉門

一 門を閉し通路有之間敷事

一 門の外より板を打候儀無用に候窓をも釘しめにい

遠慮

一 門を立くゝりは引寄可置事

一 不叶用事又は病氣の節不目立様に親類縁者醫師
參候分は不苦候事

一 火事の節屋敷あやうき跡に候は、立退其段支配方
迄可申達候尤無遠慮火防可申候事

以上

法令註解

●警察禮式註解 (承前)

第七條 室内ノ敬禮ハ敬スヘキ人ニ對

シ正面シ姿勢ヲ正シ其眼ニ注目シ右

手ニ帽ノ前庇ヲ摘ミ之ヲ垂直ニ提ケ

左手ヲ以テ刀ノ柄ヲ握ルヘシ但佩刀

セサルトキハ左手ヲ垂下スヘシ

室内ニ於ケル敬禮ト前條最敬禮トヲ對比照合スルニ

法令註解

たすに不及候事

但窓に掛戸可懸候懸戸無之候は、内より窓ふさ
き可置候事

一 不叶用事は夜中ひそかに可相達候事

一 病氣の節は醫師招候儀夜中は不苦候事

一 火事の節屋敷あやうき跡に候は、立退其段支配方
迄可申達候自火は不及申近所より火事出來候は、

屋敷の内火防候儀不苦候事

逼塞

一 門をは立置晝の内にもくゝりより不目立様に
通路可有候事

一 重き病氣の節は親類縁者醫師ひそかに參候分は不
苦候事

一 火事の節屋敷あやうき跡に候は、立退其段支配方
迄可申達候自火は不及申近所より火事出來候は、
屋敷の内火防候儀不苦候事

殆ト其差ヲ見ス其行文ノ上ヨリスレハ稍差異ナキニ

アラス今本條ヲ解説スルニ當リ行文上ノ差ト舉動上

ノ差ヲ明ニシ然ル後最敬禮ト敬禮トノ行爲ニ如何ナ

ル意義ヲ含蓄スルカヲ詳ニセシ

(一) 最敬禮ニハ正面ノ方向ヲ取リトアリテ敬禮ニ

ハ敬スヘキ人ニ對シ正面シトアリ

(二) 最敬禮ニハ直立シ兩足ヲ整ヘトアリテ敬禮ニ

ハ姿勢ヲ正シトアリ且其眼ニ注目シノ六字ヲ

加ヘタリ

(三) 最敬禮ニハ帽ノ内部ヲ右股ニ對セシメトアリ

テ敬禮ニハ之ヲ缺ケリ

(四) 最敬禮ニハ體ノ上部ヲ小シク前ニ傾クヘシト

アリテ敬禮ニハ之ヲ缺ケリ

由此觀是三四ノ兩項ハ獨最敬禮ニ規定アリテ敬禮ニ

規定ナク二ノ其眼ニ注目シハ敬禮ニ規定アリテ最敬

禮ニ規定ナシ然レトモ其眼ニ注目スルコトハ前條既

ニ之ヲ詳説セリ即チ條文ニ規定ナシト雖先ツ敬スヘキ人ノ眼ニ注目スヘキコトヲ説ケリ故ニ此事柄ハ最敬禮ニ於ケル舉動ニ付テ同一ナリトス

擬正面ノ方向ヲ取リト敬スヘキ人ニ對シ正面シト如何ナル舉動上ノ差異カアル此疑問ハ實ニ萬口一致ニ生スル所ノモノニシテ本禮式中難解ノ一ナリトス最

敬禮ハ曰正面ノ方向ヲ取リ敬禮ハ曰敬スヘキ人ニ對シ正面シト此文字ヲ讀ムニ敬禮ノ方寧ロ最敬禮ニ勝

ル所アルヲ覺フ何トナレハ敬禮ニハ敬スヘキ人ニ對シ正面シト其正面スヘキ方向ハ敬スヘキ人ニ對スル

コトヲ示セドモ最敬禮ニハ何レニ向フテ正面スルカ詳ナラサレハナリ縦ヒ其方向ハ敬スヘキ人ナルニモ

セヨ單ニ正面ノ方向ヲ取リトアルノミナルヲ以テ何トナク物足ラス様ナリ正面ノ方向ヲ取ルハ敬スヘキ

人ニ施禮者ノ身体ヲ正面ニ向ハシムルノ法ニシテ敬スヘキ人ニ對シ正面シモ亦身体ヲ正對セシムルナリ

ニシテ一部局ノ整理ニ止マラス最敬禮ノ如ク直立シ兩足ヲ整ヘト言フトキハ身幹ヲ直立ニシ唯兩足チノ

ミ整ヘサヘスレハ可ナル様ニ聞ヘテ甚其當チ得ス最敬禮ハ敬禮ニ勝リテ敬恭ノ意ヲ表スヘキモノナレハ

敬禮ノ舉動ニ劣ルヘキ理由アルヘキ筈ナシ然レトモ此文言ハ故サラニ書キ分ケタルモノニモアラサルヘ

ケレハ解者モ亦其説ヲ得ルニ困ム然リト雖此禮式ヲ制定セラル、ニ當リ文字ノ遣ヒ方マテモ委シク檢究

セラレシニモアラサレハ深ク咎ムルニモ及ハサルヘク之ヲ意解シテ事ニ抵牾ヲ生セサレハ事足りナン因

テ按スルニ直立シ兩足ヲ整ヘト姿勢ヲ正シトハ異文同意ノ文言ニシテ舉動上ニ少シモ差異アルコトナカ

ルヘシ之ヲ兩條同一ノ文法ニ從フトキハ平易ニ過キテ最敬禮ト敬禮トノ區別ナキヲ以テ最敬禮ニハ其舉

動ヲ示シ敬禮ニハ之ヲ略セシナラン而シテ略セシ方却テ委シキモノヨリ鄭重ナルヘキコトハ記者ノ餘計

其方法即チ舉動ニ於テ少差アルコトナシ何ノ必要アリテ斯ク別様ノ文法ニ從ヒ其文字サヘモ違ヘラレシモノニヤ室外ノ最敬禮ニモ同文法ヲ用井正面ノ方向ヲ取リト最敬禮ニモノセラレタリ斯ク最敬禮ニ限リ

正面ノ方向ヲ取リト定メラレタル所ニ因レハ敬禮ノ文言ト異ナルベキ至當ノ理由ヲ發見スヘキニ之ヲ發

見シ得サルモノハ理由ナキヲ以テナリト斷言スルヲ得ヘシ然ラハ何故ニ同一様ナル舉動ニ對シ二様ノ文

法ヲ用井タルカト云ヘハ最敬禮ト敬禮トチ區別スル爲メニ之ヲ書キ分ケタルニ外ナラサルヘシ唯之ヲ書

キ分ケルノ必要ナキニ何ノ爲メニ書キ分ケタルヤト問フ人アラハ之レカ辨解ニ困ムノミ

第二ニ屬スル直立シ兩足ヲ整ヘト姿勢ヲ正シトハ如何ナル差異カアル此文言トテモ敬禮ノ方寧ロ最敬禮

ニ勝ルモノアリ何トナレハ姿勢ヲ正シト云ヘハ身幹ニ勝ルモノアリ何トナレハ姿勢ヲ正シト云ヘハ身幹

股ニ對セシムルハ其說ヲ聞ク然レトモ右股ニ對スルハ必帽ノ内部ナルコトハ何ヲ以テ之ヲ定メ得ルヤト記者答フルニ語ナシ唯帽ヲ提ケルニハ通常ノ人皆内部ヲ内ニシ之ヲ外ニスル人ヲ見ス故ニ敬禮ヲ施ス場合ニ於テ故サヲニ内部ヲ外ニスル人モアラサルヘシトノ遁辭ヲ爲スノミ按スルニ本條ニ此文言ナキハ恐ラク誤脱セシモノナラン

第四ニ屬スル體ノ上部ヲ少シク前ニ傾クヘシト最敬禮ニアリテ敬禮ニ之ヲ缺キシハ最敬禮ト敬禮トノ差異アルヲ示セシナリ最敬禮ハ皇族以上ニ之ヲ行フモノナレハ禮式モ亦鄭重ヲ要ス敬禮ハ同僚同班モ亦相互之ヲ爲スヲ以テ最敬禮ノ如ク体ヲ傾クルニ及ハス姿勢ヲ正シテ敬スヘキ人ノ眼ニ注目スルヲ以テ足リトセシナリ

上來詳解セシ所ニ據レハ最敬禮ト敬禮トノ舉動上ノ差異ハ体ヲ傾クルト否ラサルトニ在ルノミニシテ他

リ体ノ上部ヲ少シク前ニ傾ケ敬スヘキ人ニ注目スヘシ但シ佩刀セサルトキハ左手ヲ垂下スヘシ

直立シ兩足ヲ整ヘトハ第六條室内ノ最敬禮ニモ之ヲ定メタリ蓋此舉動ハ姿勢ヲ整理スル爲メニシテ兵式操練ニ於ケル姿勢ノ構ト同シク軀軀ヲ鉛直ニシ顔面ヲ正フシテ眼ハ十五步前ノ土上ニ注射シ兩手ヲ垂下シ掌ヲ前ニシ五指ヲ接シテ直伸シ第五指ヲ袴ノ縫目ニ當テ肩ヲ平準ニシ胸ヲ張り腹ヲ突出シテ腰ニ力ヲ入レ兩足ヲ直立シ膝ト膝トヲ合シ踵ヲ觸附シ靴ノ先ハ相距ルコト大略五寸位トス是レ則チ直立シ兩足ヲ整ヘトアル舉動ナリ

室内ノ敬禮ハ注目ト体ヲ傾クルトニ在レトモ室外ノ敬禮ハ舉手注目ニ在リ故ニ本條ニ於テ右手ヲ舉ケ云云ト規定セリ舉手ノ方法ハ陸軍ニ在テハ兵卒ノ士官ニ對スルト手ノ上下トモニ伸張シテ其体裁頗ル派手

ハ文言上ノ差異ニ外ナラサルカ如シ實ニ然リ記者ハ斷シテ之ヲ言ハンノミ此兩條ハ起草者ノ狡猾ナル文筆ヲ弄シテ故意ニ二様ノ文法ヲ用井以テ前後ノ合掌ヲ避ケシモノナリ唯惜ムラクハ是等禮式ノ如キハ可成解シ易ク且疑惑ヲ生スルコトナキ様ニ注意シテアラハ斯ク迄冗長ナル註解モ要セサルヘキニ

皇宮警察官禮式ヲ比照セン陸軍禮式ハ前條ノ參照ニ掲ケタレハ茲ニ省ク

（皇宮）第八條 室内ノ敬禮ハ五步前ニ於テ姿勢ヲ正シ右手ニテ帽ノ前庇ヲ觸ミ之ヲ垂直ニ提ケ裏面ヲ袴ノ縫目ニ附着シ左手ヲ以テ銀ノ柄頭ヲ握リ体ノ上部ヲ少シク前ニ傾クヘシ但佩銀セサルハ左手ヲ垂下スヘシ

第八條 室外ノ最敬禮ハ正面ノ方向ヲ取り直立シ兩足ヲ整ヘ右手ヲ舉ケ諸指ヲ接シテ食指ト中指ヲ帽ノ前庇ノ右側ニ當テ掌ヲ稍々外面ニ向ケ肘ヲ肩ニ齊シクシ左手ヲ以テ刀ノ柄ヲ握

ナリ然レトモ警察禮式ニ在テハ斯ク手ヲ張伸スルコトナク垂下ノ儘直ニ舉ケテ直ニ下ケルヲ法トス語ヲ換ヘテ之ヲ言ヘハ舉手ノ場合ニハ右手袴ノ縫目ヲ離レ肘ヲ曲ケタル儘掌ヲ直上シ食指ト中指トヲ直ニ帽ノ前庇ニ當テシメ其下手スルトキモ亦指ノ帽庇ヲ離ル、儘肘ヲ伸ハスコトナク掌ヲ鉛直ニ垂下スヘシ敬スヘキ人ニ注目シトアリテ其注目スヘキ場所ヲ示サス此注目法ハ第六條ノ註ニ於テ詳悉シタル如ク總テ敬スヘキ人ノ眼ニ注目スヘキモノトス扱其眼ニ注目スルニ當テハ前ニ姿勢ヲ正シタルトキ注目セシ方法（即チ十五步前ニ注目スル方法ヲ解除シ更ニ禮式ノ注目ヲ行フコトニシテ此時ニ於テハ姿勢上ノ注目ト異ナルコトヲ記憶スヘシ

茲ニ一言スヘキコトアリ开ハ注目ノ場合はレナリ警察禮式ノ法ハ舉手注目ニ在ルコトハ前ニ已ニ之ヲ說ケリ本條ニ於テハ禮式ノ終リニ注目ノコトヲ示シタ

リ以テ注目ハ禮式ノ一舉動タルコトヲ知ルヘシ然ルニ實際ニ於テ本條ノ方法ノ適セサルモノアルヲ發見セリ則チ体ノ上部ヲ少シク前ニ傾ケトアリテ其次ニ敬スヘキ人ニ注目ストアリ体ヲ前ニ傾クレハ面モ亦稍々俯ク顔面ヲ俯ケテ人ヲ注目スルハ頗ル困難ナリ強テ注目スレハ人ヲ睥睨スルノ狀ヲ生シ不休裁ナル姿勢ヲ顯出センコト是ナリ故ニ此方法ハ之ヲ前後シ先ツ注目シテ然ル後チ其体ヲ前傾スルコト、シ實際ニ於テ不休裁ナラサル様注意アラソコトヲ要ス

室外ノ最敬禮ヲ皇宮警察官禮式ニ照ラスニ体ノ上部ヲ傾クル舉動ヲ定メス又陸軍禮式ノ室外敬禮ニモ之ヲ言ハス然則チ室外禮式ニ於テ体ノ上部ヲ前ニ傾クルノ方法ハ警察禮式獨占ノ方法ナリ勿論最敬禮ノ事ナレバ謹直鄭重ヲ示ス爲メニハ体ヲ傾クルモ亦可ナルヘキナリ

但書ノ佩刀セサルトキハ左手ヲ垂下スヘシトアルハ

恐ラク衍文ナラン第九條ノ但書亦同シ何トナレハ總テ警察官吏タル者ニシテ帽ヲ冠フル場合ニ在テ脱刀スヘキコトナキナリ以テナリ彼レ既ニ脱刀スル場合ナキニ佩刀セサルトキハ云々トアルハ衍文ニアラスシテ何ソヤ然レトモ退テ考フルニ本禮式ヲ制定セラルニシテ水上巡邏ニ從事スル場合事務室ヨリ他ノ事務室ニ往復スル場合其他便所ニ至ル場合ノ如キ間々帶刀セサルコトアルヲ以テ此取除ヲ設ケシモノナラン

カ皇宮警察官禮式及陸軍禮式ヲ左ニ參照セン尤モ陸軍禮式ニ於テハ前條既ニ之ヲ言ヒシ如ク最敬禮ノ設定ナシ故ニ單ニ室外ノ敬禮ヲ以テ之ニ充ツ

(皇宮) 第四條 室外ノ最敬禮ハ(行幸啓儀仗兵アレハ御旗ノ過ルナ期トス)六歩前ニ於テ正面ノ方向ヲ取り直立シテ兩足ヲ整ヘ佩劍ヲ垂下シ左手ヲ以テ劍ノ柄頭ヲ握リ右手ヲ舉ケ五指ヲ整接シテ食指ト中指ヲ帽ノ前底ノ右側ニ當テ掌ヲ稍々外面ニ向ケ附テ肩ニ齊シクシ敬スヘキ人ニ注目シ通過スルノ間其姿勢ヲ保ツヘシ

(陸軍) 第十二條 (室外ノ敬禮) 通則

- 第一項 軍人室外ノ敬禮ハ舉手注目トス其法姿勢ヲ正シ右手ヲ舉ケ諸指ヲ接シ食指ト中指ヲ帽ノ前底ノ右側ニ當テ掌ヲ稍々外面ニ向ケ附テ肩ニ齊シ受禮者又ハ敬スヘキ者ニ注目ス
- 第二項 總テ敬禮ヲ行フ爲メ受禮者ニ注目スルハ必ス其眼ニ注目スルモノトス
- 第三項 室外ノ敬禮ハ受禮者ト遠隔シ在ルモ其上官タルヲ識別スレハ必ス之ヲ行フ可シ

第九條 室外ノ敬禮ハ敬スヘキ人ニ對シ

シ姿勢ヲ正シ右手ヲ舉ケ諸指ヲ接シテ食指ト中指ヲ帽ノ前底ノ右側ニ當テ左手ヲ以テ刀ノ柄ヲ握ルヘシ但シ佩刀セサルトキハ右手ヲ垂下スヘシ

最敬禮ト敬禮トノ差異ニ付テハ前條(第七條室內ノ敬禮ノ部)ニ於テ既ニ之ヲ詳述セリ室外ノ最敬禮ト敬禮トノ差異モ亦同様ニシテ体ノ上部ヲ傾クルノ外舉動上ニ差異アルコトナシ因テ本條ハ別ニ註解ヲ加フルヲ要セサルナリ

室内ノ敬禮ニハ敬スヘキ人ニ對シ正面シトアリ室外

ノ敬禮ニハ唯敬スヘキ人ニ對シトノミニテ方向ヲ轉スルコトヲ示サス是レハ正面スルニ及ハサルヲ以テ斯クサレタルナリ則チ室外ニ於ケル敬禮ノ場合ニハ故ラニ正面スルコトナク現在ノ方向ノ儘ニテ敬禮ヲ行フテ可ナリ

警察禮式ハ室外ニ於テ帽ヲ脱スルコトヲ許サス最敬禮敬禮トモ帽ノ前底ニ指ヲ當ルヲ以テ正則トスルヲ見テ知ルヘキナリ故ニ巡查ノ如キ下級ニ在ル者ニテモ第二條ノ上官其他ノ官吏若クハ人民ニ對スルトキ如何ナル感情ニ制セラル、モ決シテ脱帽スヘカラス脱帽スレハ却テ敬禮ヲ缺クモノニシテ相當ノ禮式ヲ行フモノト云フヘカラス

進行中ニ敬禮ヲ爲ス場合ニ於テハ其歩ヲ停ムヘキモノトス本條別ニ停歩ノ規定ハナケレトモ姿勢ヲ正シトアル中ニハ自然停歩ヲ包含ス何トナレハ姿勢ヲ正スニハ歩ヲ停メサレハ爲シ能ハサルヲ以テ也尤モ同

班相互ノ敬禮ニハ便宜歩ヲ停メサルモ妨ナカル可シ
 第四條ノ註ニ於テ記述セシ如ク禮式ノ種目區分ニ屬
 スル行禮法ハ爰ニ尽キタリ而シテ此行禮法中全ク脱
 漏シタルモノアリ何ソヤ禮式ヲ行フニ當リ受禮者ト
 行禮者トノ距離ヲ定メサル則チ是レナリ従前ノ禮式
 即チ内務省令第十八號警察官吏禮式ヲ見ルニ最敬禮
 ハ五歩前ニ於テ正面ノ方向ヲ取り云々又敬禮ハ禮式
 ヲ受クヘキ人ニ對シ五歩前ニ於テ云々トアリ皇宮警
 察官禮式ニハ最敬禮ハ六歩前ニ於テ云々敬禮ハ五歩
 前ニ於テトアリ獨陸軍禮式ハ此距離ヲ設ケス然レト
 モ各行禮ノ條項ニ於テ之ヲ規シアレハ實際ニ於テハ
 別ニ差支ヘアルコトナシ警察禮式トモ各行禮ノ場
 合ニ於テ距離ノ定メアル條項アレトモ間々之レカ定
 メナキモノアリ距離ノ定メナキトキハ區々ノ距離ヲ
 取ルノ不都合ヲ生セン因テ茲ニ斷案ヲ下シテ此脱漏
 ヲ補ハント欲ス即チ最敬禮ノ場合ニ在テハ六歩前ニ

敬禮ノ場合ニ在テハ四五歩前ニ於テ禮式ヲ行フヘシ
 但各條下ニ於テ距離ノ規定アルモノハ此限ニアラサ
 ルナリ
 皇宮警察官禮式ヲ參照セシ陸軍禮式ハ前條ニ之ヲ揭
 ケタルヲ以テ茲ニハ之ヲ省ク
 (皇宮) 第九條 室外ノ敬禮ハ五歩前ニ於テ姿勢ヲ正シ右手ヲ舉
 ケ五指ヲ整接シテ食指ト中指ヲ幅ノ前底ノ右側ニ當テ掌ヲ稍ヤ
 外面ニ向ケ肘ヲ肩ニ齊シクシ受禮者ニ注目スヘシ

第十條 天皇二后皇太子皇太子妃皇太

孫皇太孫妃皇族ニ對シテハ最敬禮ヲ
 行フヘシ

外國ノ皇帝皇后及ヒ皇族ニ於ケルモ
 亦前項ニ同シ

本條ヨリ敬禮ノ部ニ屬ス則チ敬禮スヘキ人及場合等
 ヲ示サレタル條項ニ係ル語ヲ換ヘテ之ヲ言ヘハ何々
 ニ對シテハ最敬禮ヲ行フヘシ或ハ何々ノ場合ニ於テ
 ハ敬禮スヘシト規定セル條項トス此條項ハ第十八條

勅使及ヒ上官ニ對シテハ敬禮ヲ行フ

ヘシ

各國公使タルコトヲ認知シタルトキ

ハ亦前項ニ同シ

各省大臣ニハ宮内大臣及内大臣樞密院議長ヲ包含ス

ヘシ正式勅使トハ明治十二年十月十二日内務省番外

達正式勅使參向内規ニ於テ規定サレタルモノヲ云フ

上官トハ第二條ニ列掲スル所ノモノニシテ警視總監

北海道廳長官三府四十三縣ノ知事警視警部長警部巡

査部長ヲ云フ警視廳ノ消防官ニ對シテモ亦上官ノ敬

禮ヲ行フヘシ

各國ノ公使トハ諸外國ヨリ本邦ニ派遣サルタルヲ云

フ此公使ニ對スル敬禮ハ其公使タルコトヲ知リタル

トキニ於テ行フモノニシテ其公使タルコトヲ知ラサ

ルトキハ敬禮ヲ缺クモ妨ナキモノトス
 北海道廳長官及府縣知事ハ服制ノ定メナシ之レニ對

ニ至テ止ム
 天皇トハ 今上皇帝陛下ハ勿論ニノ太上天皇陛下モ
 亦天皇ノ中ニ包含シ三后トハ皇后、皇太后、太皇太后
 陛下ヲ云フナリ皇族トハ親王内親王ノ宣下ナキモ荷
 モ皇族ノ家ニ生レシ人々ハ皆皇族ニ付之レニ對シテ
 ハ總テ最敬禮ヲ行フモノトス
 外國ノ皇帝皇后及皇族ハ國際上我皇室ニ對スルト同
 様ノ待遇ヲ受ケラル、モノナレハ之レニ對シテ最敬
 禮ヲ行フコト勿論ナリトス
 皇宮警察官禮式陸軍禮式ヲ參照ス

(皇宮) 第六條 天皇三后皇太子及皇族ニ對シテハ最敬禮ヲ行フ
 ヘシ
 第七條 外國皇帝皇后皇太子及皇族ニ對シテハ最敬禮ヲ行フヘシ
 (陸軍) 條十條 太上天皇皇太后陛下皇太子皇太子妃殿下皇族並
 外國ノ皇帝皇后陛下皇族ニ對シテハ本禮式中明文アルカ又ハ特
 ニ式アルモノ、外總テ 天皇皇后兩陛下ニ準シ禮式ヲ行フ但之
 ヲ行フハ公式ノ行装アルキニ限ル

第十一條 内閣總理大臣各省大臣正式

法令註解

スル敬禮ヲ施スコトニ就テハ事實上ノ問題トシテ頗ル困難ノコトアリ开ハ長官知事ノ面ヲ知ラサル者如何ニシテ相當ノ禮式ヲ行ヒ得ヘキカノ問題はレナリ舊禮式ニハ所屬ノ知事ニ對シテ敬禮スルノ定メアリテ本禮式ノ如ク各府縣知事ニ對シ齊シク敬禮スルニ及ハサリシヲ以テ行禮ノ際之ヲ誤ルコトナキモ本式ノ如ク汎ク長官知事ニ敬禮スヘキ義務ヲ負ハサレテハ實際屢々缺禮スルノ場合ヲ生シ其不都合ヲ責メラレ竟ニハ懲罰ノ科ニ陥ルコトアルモ計リ難シ斯クテハ巡查ノ如キ汽車停車場汽船發着所ニ出張スル者ハ其迷惑果シテ如何ト此疑アルハ何人モ免レサル所ナルヘシ或者ハ之レニ附會ノ說ヲ立テ、曰知事ニ對スルノ規定ハ第二項ノ各國公使云々ニ入ルヘキヲ誤テ前項ニ入リシニハ非サルカ此第二項ニ入ルトキハ認知シタルトキ行禮スルノミニシテ認知セサルニ於テハ敬禮セサルモ敢テ缺禮ノ責ヲ受クルコトヲ免カル

ヘシト此說一理ナキニアラサルモ發令後正誤ナキヲ以テ見レハ之ヲ以テ錯誤ナリト云フヲ得ス然ハ則チ如何ニセハ可ラン解者按スルニ警部、巡查ニシテ、北海道、廳長、官、府、縣、知、事、ノ、通、行、ア、ル、ヲ、知、ラ、サ、ル、ハ、長、官、知、事、ノ、通、行、事、ナ、ル、コ、ト、ヲ、知、リ、得、サ、ル、ト、キ、之、ニ、對、シ、テ、禮、式、ヲ、行、ハ、サ、ル、モ、缺、禮、ノ、責、ヲ、負、ハ、ス、ヘ、キ、モ、ノ、ニ、ア、ラ、ス、故、ニ、監、督、ノ、任、ニ、ア、ル、者、ニ、於、テ、ハ、若、シ、缺、禮、ア、ル、コ、ト、ヲ、知、知、ス、ル、モ、之、ヲ、不、問、ニ、付、シ、テ、可、ナ、リ、之、ニ、反、シ、長、官、知、事、ノ、通、行、ア、ル、コ、ト、ヲ、通、知、シ、若、ク、ハ、長、官、知、事、タ、ル、コ、ト、ヲ、知、ラ、シ、マ、タ、ル、ト、キ、ニ、缺、禮、ス、ル、ニ、於、テ、ハ、之、ヲ、宥、恕、ス、ル、ヲ、ナ、ク、責、罰、シ、テ、可、ナ、リ、然、ラ、サ、レ、ハ、第、四、條、ノ、上、官、ニ、對、シ、テ、ハ、必、ス、禮、式、ヲ、行、ヒ、云、々、ノ、條、文、ヲ、無、効、ニ、歸、ス、ル、ニ、至、ラ、ン、警、視、總、監、ハ、公、務、ヲ、帶、ヒ、テ、出、入、ス、ル、ト、キ、ハ、規、定、ノ、制、服、ヲ、着、ス、ル、ヲ、以、テ、正、則、ト、ス、其、制、服、ヲ、着、ス、ル、ト、キ、ハ、之、ヲ、見、誤、ル、者、ナ、キ、ヲ、以、テ、之、ニ、對、シ、テ、缺、禮、ス、ル、者、ハ、ア、ラ、サ、ル、ヘ、シ、然、レ、ト、モ、往、々、平、服、ヲ、着、シ、テ、外、出、セ、ラ、ル、コ、ト

アルヘキヲ以テ此場合ニ於テハ第三條ノ單獨ノ禮式ハ服裝ノ如何ニ拘ハラス上官タルコトヲ認知シタルトキハ成可ク之ヲ行フヘシトアル條文ヲ適用シテ可ナリ

皇宮警察官禮式及陸軍禮式ノ本條ニ適合スルモノヲ左ニ採録セン尤モ陸軍禮式ハ普通文官ニ導スルモノナシ唯和親諸國云々アルヲ各國公使云々ニ對比スルノミ

ハ笞杖ノ如キ昔時ニ於ケル鞭首ノ如キ是レ皆禮體ノ刑ナリ之ヲ換言スレハ禮體トハ肉體ニ直接ニ施ス刑罰ヲ云フナリ然ルニ斯ノ如キ肉體ニ直施スル刑罰ハ改定律例ニ因テ廢止シタレハ此性質ノ刑罰ハ明治六年以来既ニ其痕跡ヲ滅シタリ而シテ此禮體ナル文字ハ前ノ標準ニモ之ヲ用井アリテ本項ハ唯之ヲ襲用セシニ外ナラス然レトモ所謂禮體ノ刑ナルモノハ改定律例以來廢滅シテ其痕跡ダニ止メストスレハ此項ニ於テ舊法ニ依リ禮體ノ刑云々ト書シタルハ誤ニアラサルナキカ如何ニ前定ノ標準ノ文字ヲ襲用シタレハトテ之ニ當ツヘキ刑辟ナキトキハ徒法タゞノミ況ヤ處セラレタル者ハ本文ノ權衡ニ準ストアルカラハ重罪ノ刑及重禁錮ノ刑ニ該當スヘキ舊法ノ刑ナラサルヘカラサルニ於テオヤ

(皇宮) 第十一條 宮城井青山御所明宮御殿及離宮禁苑御料地内ニ於テハ親任官以下高等官井有爵者タルヲ認知シタルトハ凡テ敬禮ヲ行フヘシ

(陸軍) 第十二條 海軍軍人軍隊及和親諸國ノ陸海軍軍人軍隊ニハ我陸軍軍人軍隊ト同一ノ敬禮ヲ行フ可シ (未定)

之ヲ聞ク本項ニ規定シタル禮體ノ刑トハ前陳ノ如キ直接肉體ニ施ス刑ニアラスシテ徒刑懲役ノ如キ身體

● 巡查採用規則註解 (承前)

施設トハ讀テ字ノ如ク體ニ施スナリ斯ク體ニ施ストノミニテハ分明ナラス之ヲ新律綱領ノ刑ニ就テ云ヘ

ハカラサルニ於テオヤ

ヲ監禁シテ其自由ヲ束縛スヘキ刑ヲ云フナリト然ルトキハ本條ノ旨趣ハ明了ニシテ本文ニ準ストアル意義モ了解スルヲ得ルナリ則チ舊法ニ於テ重禁錮ナル刑名ナク又新法ト舊法ト比較シテ舊法ニ於テハ輕罪重罪ノ區分ヲ附セサルモノニシテ新法ニ於テ重禁錮ニ當ルモノアリ又ハ輕禁錮若クハ單ニ罰金ニ當ルモノアリ斯ク各種ノ罪ニ依リ刑罰ノ差違アルモ舊法ニ於テ徒刑若クハ懲役ノ如キ身體ノ自由ヲ失フ刑ニ處セラレタル者ハ新法ニ於ケル重禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト同様巡查タルノ資格ヲ得サラシムルノ主意タルコトヲ知ルヘキナリ

施體ノ刑トハ直接肉體ニ施ス笞杖ノ刑ノミナラス徒刑懲役ノ如キ身體ノ自由ヲ拘束スル刑罰モ此内ニ包含スルモノナレハ何故ニ施體ノ刑ト書シタルモノナルカ監獄ニ拘禁シテ刑期間身體ノ自由ヲ拘束スルハ之ヲ施體ノ刑ト云フヲ得ス今日ノ如キ刑法學及監獄

チーフトハ人身ニ直接施及スル憂苦ノ義ナリ故ニ箕作博士ハ之ヲ施體ノ刑ト譯サレタルナリ然レトモ體形ニ施スト云ヘル事ハ肉受ノ義ニシテ「ペイヌ、ソツフリクチーフ」ノ意義ニハ適實ナラス开ハ佛蘭西刑法ヲ引テ之ヲ證スルヲ得ヘシ佛蘭西刑法第一條第三項ニ法律上ニテ施體又ハ加辱ノ刑ヲ以テ罰スル所ノ違犯ハ重罪タリトアリ其第七條ニ施體且ツ加辱ノモノタル刑ハ左ノ如シ○第一死刑○第二無期徒刑○第三流刑○第四有期徒刑○第五禁獄○第六懲役トアリテ皆自由刑(死刑ヲ除ク)ナリ而シテ第八條ニ加辱ノ刑ヲ定メテ追放及公權剝奪トセリ又前記民法第二十四條ニアル無期云々ハ刑法第十八條ニ參照シテ無期ノ自由刑ナルコトヲ知ルヘシ即チ第十八條無期徒刑及流刑ヲ言渡シタル時ハ准死ヲ惹起スルモノトス由是觀此箕作博士ノ譯語ハ自由刑ヲ誤テ施體ノ刑トセシコトヲ知ルヘク巡查採用規則ニ於テ此語ヲ用

學ノ進歩シタル時節ニ於テハ杜選ナル文字ノ使用ト評スル者アリ蓋身體ノ自由ヲ拘束スルハ之ヲ稱シテ自由刑ト云フ自由ヲ刑罰ニ依テ束拘スルノ意ナリ故ニ此項ニ於テハ舊法ニ依リ自由刑ニ處セラレタル者トアルヘキチ斯ク施體ノ刑トセシハ杜選ニアラスシテ何ソヤト此評或ハ酷ニ過クルノ嫌アレトモ自由刑ナル名稱ハ近來稍發育セシ語ニシテ記者モ之ニハ同意ヲ表セント欲ス然レトモ施體ノ刑ナル文字ヲ杜選ナル使用ト評スルハ未ダ同意スルコト能ハス却テ評者ニ反省ヲ請ヒ此文字ノ出所アルコトヲ詳述スルノ已ムヲ得サルモノアリ元來此施體ノ刑ナル名稱ハ佛蘭西法律書ノ翻譯者ナル箕作博士ノ造語ニシテ佛蘭西民法第二十四條ニ所謂無期ノ施體ノ刑ハ法律ニ於テ准死ヲ惹起ス云々トアル施體ノ刑是ナリ此第二十四條ノ施體ノ刑トハ佛語ニテ「ペイヌ、アツフリクチーフ」ト云フ「ペイヌ」トハ刑ノ義ニシテ「アツフリク

チーフ」トハ人身ニ直接施及スル憂苦ノ義ナリ故ニ箕作博士ハ之ヲ施體ノ刑ト譯サレタルナリ然レトモ體形ニ施スト云ヘル事ハ肉受ノ義ニシテ「ペイヌ、ソツフリクチーフ」ノ意義ニハ適實ナラス开ハ佛蘭西刑法ヲ引テ之ヲ證スルヲ得ヘシ佛蘭西刑法第一條第三項ニ法律上ニテ施體又ハ加辱ノ刑ヲ以テ罰スル所ノ違犯ハ重罪タリトアリ其第七條ニ施體且ツ加辱ノモノタル刑ハ左ノ如シ○第一死刑○第二無期徒刑○第三流刑○第四有期徒刑○第五禁獄○第六懲役トアリテ皆自由刑(死刑ヲ除ク)ナリ而シテ第八條ニ加辱ノ刑ヲ定メテ追放及公權剝奪トセリ又前記民法第二十四條ニアル無期云々ハ刑法第十八條ニ參照シテ無期ノ自由刑ナルコトヲ知ルヘシ即チ第十八條無期徒刑及流刑ヲ言渡シタル時ハ准死ヲ惹起スルモノトス由是觀此箕作博士ノ譯語ハ自由刑ヲ誤テ施體ノ刑トセシコトヲ知ルヘク巡查採用規則ニ於テ此語ヲ用

井タルハ敢テ咎ムルニ足ラス畢竟從前ノ標準ニ使用サレアルト佛蘭西法律書ノ譯語ニ誤ラレテ本則ニモ亦之ヲ使用セシノミ故ニ之ヲ杜選ナリト評スルハ評者ノ杜選ナルヲ表明スルニ過キス

第二項ニ掲出サレタル賭博犯處分規則トハ明治十七年第一號布告ニシテ明治廿二年法律第十七號ヲ以テ廢セラレタルモノヲ云フ此規則ノ生存中ハ賭博犯者ハ行政處分ヲ以テ其罪ヲ處斷サレ刑法ノ罪人タルコトヲ免レタリ然レトモ其罪質ハ刑法所定ノ風俗ニ關スル罪ニシテ其懲罰ハ重禁錮ノ刑ト同様ナレハ行政ノ處分ナレハトテ巡查タルノ資格ヲ與フルハ不都合ナルヲ以テ之ヲ掲出セシナリ

第三項ハ免職後直チニ採用スルコトヲ得サラシムルコトヲ規定セシモノニシテ懲罰例懲戒例ニ依テ免職セラレタル者及故ナク巡查ノ職ヲ辭シタル者ニシテ其免職ノ翌日ヨリ起算シテ滿二年ノ年所ヲ經サル者

ハ 巡査ノ志願ヲ爲スコトヲ得サルナリ此頃二年ヲ經過セサルトアル二年ハ滿二年ナリ又故ナク巡査ヲ辭ストアルハ病氣ニモアラス特別ナル事故ニモアラス單ニ巡査ノ職ニ堪ヘスシテ辭スル者アルヲ以テ故ナクト書セシナリ其免職後二年ト限ラレタルハ明治十五年四月其筋ニ於テ定メラレタル内訓ニ基キタルモノナラン

第四項ハ原文ニ身分不相應ノ負債アル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ辨償ノ義務ヲ終ヘサル者トアリシヲ本年十月五日内務省訓令第二十三號ヲ以テ本文ノ如ク改メラレシナリ家資分散者タル云々ハ明治二十三年法律第六十九號家資分散法ニ定メラレタルモノニシテ從前ノ身代限ト其狀ヲ同フスレトモ今日ニ於テハ身代限ナル處分法ナシ故ニ家資分散云々又ハ從前身代限云々ト分載セラレシナリ

第五項ハ註解ヲ要セサルモ誰カ疑ヲ存スルモノアラザルコトハ同一ナリトス

第五項ハ註解ヲ要セサルモ誰カ疑ヲ存スルモノアラザルコトハ同一ナリトス

●警察巡閱規則註解 (承前)

第四條 巡閱官ハ警察官吏ノ風儀動作其他人民ニ對スル關係若クハ過度ナル浪費ヲナスヤチ視察スルモノトス

此條ハ巡閱官ニ向テ重要ナル任務ヲ負ハセタルモノナリ警部長ハ警察部長ノ椅子ニ倚リ各警察署長分署長ヲ指揮監督シ日々其机上ニ集リ來ル所ノ報告其他ノ書類ニ依リ部下ノ官吏即チ警部巡査ノ行爲ヲ視察シ尙直接間接ニ吏員ノ風紀ヲ監査スル等ノ事ヲ行フハ勿論ノ職務ナリ故ニ本條所掲ノ事項ハ巡閱ヲ待タズ常ニ視察ヲ遂クルハ言フ迄モナケレトモ此巡閱ノ

サル者及身代限ノ處分ヲ受ケ辨償ノ義務ヲ終ヘサル者ナルトキ採用サレサルヤ又身分不相應ノ負債アル者ハ巡査トナリテ如何ナル害アリヤ之ヲ規定サレタルニ付テハ意義アルコトナラン記者按スルニ巡査ハ直接ニ人民ノ標準トナリ模範トナルヘキモノナレハ德義ニ缺クル所アリテハ無論其職ニ當ラサルナリ負債ハ人ノ性行ヲ枉ケ輒モスレハ不徳ノ行ニ陥リ易シスル危險ナル者ヲ採用スルハ警察ノ信用ヲ傷ケ体面ヲ潰カスノ虞アルヲ以テ初メヨリ資格ナキ者トシ志願スルコトヲ得サラシメタルナリ故ニ若シ巡査奉職中此第四項ノ如キ事件ヲ生シタルトキハ其者ハ無論免職セラルヘキモノトス官吏服務規律ニ照ラスニ其第十四條ニ曰浪費シテ產ヲ破リ其分ニ應セサル負債ヲ爲ス者ハ過失ノ一タルヘシトアリ既ニ過失ト云ヘハ免職セラル、ノ資格ヲ生シタルモノニシテ負債ヲ戒メタルモノナリ巡査ハ志願ノ資格ナシ故ニ後ニ生

際ニ於テ此視察ヲ特行シ其結果ヲ收ムルノ任務ヲ盡サシムルノ規定ヲ設ケラレシハ實ニ其當ヲ得タルモノト云フヘキナリ

警察官吏ノ風儀動作、警察官吏ト稱スルトキハ警部巡査ヲ總括スルコトハ喋々ヲ要セス其風儀ト云ヒ動作ト云フ如何ナル點ニ於テ視察スヘキヤ蓋此風儀ナル文字中ニハ一身ノ品行同僚間ノ交際ヨリ家族ノ風紀マテモ包括スルモノタラサルヘカラス故ニ警部巡査其者自身ニ屬スル品行即チ醜行亂酒等及其家族ノ不取締ナル行爲アルヤ否交際上德義ニ悖ル等ノ行爲アルヤ否不議理ナル借財アルヤ否物品調度ヲ買ヒ其代價ヲ拂ハサル等ノコトナキヤ否米屋ノ拂家賃ノ拂等ニ停滯ナキヤ否ノ如キ瑣末ノ事柄ニ至ルマテ苟モ其者ノ名譽ニ關スル事ハ風儀ノ善惡ニ依ルモノナレハ爲シ得ヘキ丈ケ微細ニ浸入スルヲ要ス其動作トハ猶様子ト云フカ如キモノニシテ警察官吏ノ舉動即チ

公務上ト私事トニ關ハラス全般ノ行爲ニ顯ハル、事態ヲ云フ此動作ニ因テ其者ノ性行ヲ推知スルヲ得ヘケレハ之ヲ視察スルハ頗ル緊要ナリ

人民ニ對スル關係トハ漠乎タル問題ナリ然レトモ爰ニ掲ケラレタルモノハ受持區内ノ人民ト其巡査トノ關係即チ間柄ヲ指稱シタルモノナリ尤モ署長又ハ次席警部巡査部長内勤巡査ノ如キ受持區ナキ者ニ對スル關係モ含蓄セルヲ以テ全ク受持巡査ニ限ルニモアラズ因テ茲ニハ部下ノ人民ト汎稱スヘシ扱部下ノ人民トノ關係ハ平滑ニシテ好ク調和シ親疎ニ因テ事ヲ左右ニセス相狎昵セス稜角ヲ生シテ相反目スルコトナク威嚴ヲ擅ニシテ人民ヲ蔑視スル等ノ行爲ナク又ハ往來飲食私事ヲ以テ公事ヲ枉クルカ如キ狀態ニ陥弗ラス鄉黨閭里ニ於テ公正適理ノ行アリテ愛憎偏頗ノ評ナキ者ハ人民ニ對スル關係ハ善良ナルモノトシテ可ナリ總テ本文ノ如ク何々ニ對スル關係トアル關

本條ハ人民ニ言路ヲ開通スルノ便ヲ與ヘシモノニシテ警察巡閱規則アリテ始メテ人民ニ向テ警察上ノ意見ヲ吐露シ處務ノ便否ヲ訴フルコトヲ得セシメタルナリ其警察官ノ處分トハ警部及巡査ノ處分ニシテ彼レ官吏ニ於テ不法ノ處分アルカ若クハ冤枉ノ處置ヲ受ケタル者アルトキハ本則ニ定メタル範圍内ニ於テ人民ハ巡閱官ニ申告スルコトヲ得而シテ此申告ハ巡閱官ニ於テ廢棄スルコトヲ得ス必學理シテ其事實ヲ査問スヘキモノトス此場合ニ於テハ人民ハ原告ニシテ巡閱官ハ審判官ノ地位ニ立ツト同様ナリ然リ而シテ四十餘ノ府縣ニシテ此條ヲ活用スルモノ幾何カアル余ハ之ヲ詳ニセサレトモ九州ニ於ケル二三縣ノ外他ニ多ク之ヲ活用スルモノナカルヘシ之ヲ活用スル地方ニ於テハ巡閱官ノ發程ニ先立テ知事ヨリ管下ニ告示シ言路開通ノ途ヲ與フルナリ此告示ニ因テ人民ハ警察上意見ヲ開陳スルノ許可ヲ得巡閱官ハ人民ノ

係ハ實ニ汎汎ナル意義ヲ蓄合スルヲ以テ上來記述セシ所ノモノハ唯其標準ヲ說キシニ外ナラス

過度ナル浪費トハ重荷ヲ警部巡査ニ負擔セシメタルナリ何トナレハ警部巡査ノ如キ少給者ニ於テ過度ナル浪費ト稱スヘキモノナルヲ以テナリ然レトモ爰ニ示サレタル過度ナル浪費ハ多クアルモノヲ多ク費スノ謂ニアラスシテ其身分ニ相應シタル範圍ニ於ケル過度及浪費ナリ故ニ十圓ヲ得ルニモセヨ二十圓ヲ得ルニモセヨ必要ナラサル用途ニ消費ノ囊中常ニ空シキハ所謂過度ノ浪費ト稱スヘキモノニシテ是等ノ徒ハ不時ノ事變ニ際會シテ身ヲ動かスコト能ハス屢時機ニ後ル、等ノ不都合ヲ生スルノ憂アリ是レ本條ヲ設ケテ巡閱官ニ視察ノ注意ヲ與ヘラレシ所以ナリ

第五條 警察處務ニ關スル便否及ヒ警察官ノ處分ニ關スル意見ヲ巡閱官ニ申告スルモノアルトキハ之ヲ受理査閱スヘシ

意見ヲ聞キ參考ノ利益ヲ得ルノ便アリ官民相與ニ利益ヲ共享スルヲ以テ各地方一般ニ言路開通ノ告示ヲ發セラレンコトヲ切望ニ堪ヘス

第六條 巡閱官巡閱ヲ終レハ其狀況ヲ盡シ意見ヲ付シ巡閱中ニ係ル日誌ヲ添ヘ警視總監又ハ知事ニ復命シ警視總監又ハ知事ハ其概況ヲ內務大臣ニ報告スヘシ

ニ報告スヘシ

概況報告ノコトハ內務報告例ニ掲出セラレ巡閱ヲ終リシ日ヨリ三十日間ニ內務省ニ向ケ發送スヘキ規定ナリ故ニ地方ニ於テ特別ノ許可ヲ得ルニアラサレハ此期限ヨリ遲延スルヲ得サルモノトス

巡閱ヲ終レハ巡閱中ノ日誌ヲ添ヘテ總監知事ニ復命シ總監知事ハ復命書ニ依リ巡閱官ノ意見及其他ノ事項並日誌中ノ要領ヲ撮摘シ巡閱ノ概況ヲ摘載シテ之ヲ內務大臣ニ報告スルノ規定ナリ此概況書ニハ意見ヲ附記スルコトヲ得ルナリ概況書ノ記載方ハ本則第

三條ノ各項目ニ從ヒ順次ニ之ヲ掲クルヲ要ス其項目中査閱ニ入ラサルモノアルトキハ其事由ヲ記スルヲ要ス全体ヲ概括シテ報告シ若クハ簡略ナル二三ノ事項ヲ記載スルカ如キハ本條ノ精神ニアラサルヘシ記者ノ考按ニテハ概況トアレトモ可成詳細ナルヲ可トス然レトモ複雑繁縟ナルハ不可ナリ又實地査閱ノ狀況及査閱ニ依テ發見シタル事項ヲ殊更ニ取捨増減シ紙面ノ体裁ヲ繕ヒ事實ヲ隱蔽シ若クハ捏造假設ノ事ヲ記載スヘカラス縱令不注意不行届等ノ非難ヲ受クルモ事實ヲ有リノ儘概括シテ報告スルコソ内務大臣ニ於テ檢閲セラレ、ノ旨趣ニ適スヘキナリ

附言警察巡閱規則ノ註解ハ一昨廿二年十一月本會雜誌第一號ニ起リ月ヲ閱スルコト二十六月號ヲ逐フコト十八ニシテ爰ニ終リテ告クルニ至レリ此長日月間ニ涉ル註解中或ハ粗漏杜撰ノ跡ナキニアラス他日仍訂正スルノ時ヲ得テ其罪ヲ償ハント欲ス

余輩は固より其設定を賛成す、余輩は又其大体の結構に於て本省令の間然する所なきを表白す、然れども予輩再三再四の熟考は聊か本省令中に缺失あるを發覺せしめ、望蜀の念自から禁する能はず、敢て愚見を開陳して以て大方の教を乞ふ

予輩の認めて以て缺失となす所は即ち本省令中刑死者並に刑死者に準すべき者の葬儀に關する規定を缺落せること是なり

抑も刑死者の遺骸は式を以て葬むることを許さざるは刑法第十六條の明定する所なり、然るに此禁令には別に刑罰の制裁ありて之を強行するものなきが故に、萬一此禁令を犯し葬儀を執行するものあらば之を差止むるの外、他に處置の施すべきものなし、勿論之を差止むるには公力を以て強制し得るか故に苟くも警察にして其視察を嚴密にせば此禁令の違犯者を豫防し得るのみならず、既に葬儀に着手し及び執行中に係る者あるを發覺せば直に之を防止し得べし、然れども萬一警察官の眼力及ばざる所に在りては此禁令を破りて公然葬儀を執行するものあるも事後の制裁之に附隨せざるか故に此禁令は殆んど徒法に屬すべし、乃ち此禁令にも相當の罰例を設けて之を強

寄書

●刑死者の葬儀に就て

南 山 子 投

本年八月内務省令第十一號は其第一條を以て刑死者の墓標に記載すべき事項と、之を建設すべき場所、並に墓標の形狀とを制限し、其第二條を以て警察署の許可を得ずして刑死者を祭祀することを禁止し、其第三條に於ては刑死者の寫真肖像の類を陳列販賣し其他總べて刑死者を賞揚哀悼するを禁令し、而して第四條を以て其罰例を定め、又其第五條を以て捜査、起訴、拘留、服役中の者、若くは捜査、起訴、拘留、服役中に死去したる者及び刑を免かれんか爲め自殺し又は殺害せられたる者（此四種のものゝを總括して以下單に刑死者に準すべきものと云ふ、固より文字は妥當ならざれども便宜の爲め斯く云ふ而已、讀者諒之）に關しても必要の場合に於ては前數條を適用することを定めたり、此省令の治安を維持する上に於て必要不可欠は今更余輩の嚔々を俟たざる所なり

行するを必要とす、然るに本省令中他の事項に關しては精細なる規定あるに拘らず、獨り此一事を關如せるは予輩其理由の在る所を知るに困むなり
加之ならず此規定の闕略は之を本省令規定する所の他の事項に對比するときは輕重其所を更へ、事體頗ふる妥當ならざる者あり、今一例を取りて之を証せん本省令は警察署の許可を得ずして公然刑死者を祭祀することを禁止し、而して其違犯者は二圓以上二十五圓以下の罰金又は十一日以上二十五日以下の輕禁錮を以て制裁することを規定したり、而して式を以て刑死者を埋葬するの行爲に對しては何等の制裁の之に加ふべきものなし、然るに葬儀は殆んど祭祀に相等しき行爲なるのみならず、其社會に及ぼす有害なる影響に至りては更に祭祀より甚しきものあり、何となれば彼の祭祀なるものは多少時日の經過せる後に於て舉行するものなれば世人は唯往時を追回し多少の感動を誘起するに過ぎざるも、葬儀に至りては大に然らざるものあればなり、是れ恰も其人に接し目前に其行爲を見るの思を爲さしむるものなれば其一般世人に與ふる感動は實に巨大なるべければなり、既に然らば其治安の上に及ぼす惡果は固よ

り祭祀の比にあらざるべし、然るに其一は之を罰し而して他の更に之より甚しきものは全く之を不問に付す、素より事體の宜しきを得たるものにはあらざるなり、況んや其祭祀に關する禁令は則ち刑罰を以て強制するの必要を認め、而して其葬儀に關する禁令に就ては之を必要とせざるの理由なきに於てをや予は本省令中に規定する所の他の事項を引き來りて一々之を葬儀に對照し、以て葬儀に關する罰例の缺失の不都合なることを証明するの勞を取らざるべし、余は前掲の一例、之を確保するに充分なりと信すればなり

然れども或は云はん「葬儀は祭祀に包含す、故に若し公然葬儀を執行する者あらば第四條の制裁は當然之を加ふべし、即ち罰例は本省令中既に已に具備しあるを以て之を缺落なりと云ふは一箇の誤解たるに過ぎず」と、然れども葬儀の祭祀にあらざるは尋常普通の知識能く之を區別す、葬儀の祭祀中に包含すと云ふに至りては予其附會なるに驚嘆す、然れども假りに一步を譲り、葬儀は祭祀に包含すること或者の言の如くならしめば本省令を以て法律を變更したるの事實を生ず、其故何となれば本省令は其第二條

する所なり、然れども假りに一步を譲り、葬儀は雅と哀悼の意を含むが故に之に包括するとせば、祭祀の執行の如き、墓標の建設の如きも復其間に哀悼の意を狭むものなり故に之を該條に所謂哀悼に包括するものと云はざるを得ざるべし、果して茲に至らば第一條の如き、第二條の如きは皆無用に屬し本省令は僅かに第三條第二項の規定を以て足れりと云はざるを得ざるべし、或者の言の取るに足らざる又知るべき而已

要するに刑死者の葬儀執行の禁令に關する罰例は本省令中明かに之を缺失す、従つて又準刑死者に關し保安上其葬儀を禁止するの必要あるも警察官は説諭して之を差止むるの外之を強行するを得ざるなり、予輩は此一點に於て省令の缺失あるを遺憾とす、然れども或は説を爲して言はん「省令中刑死者の葬儀に關する規定なきは子の言の如し、然れども我刑法既に此禁令を設立したる以上に、警察官は之を差止むるの權能あるにあらざるや、既に此權能ありて逸犯者を制止するを得ば假令ハ刑罰の制裁なきも保安上又懸念する所なからん、知るべし本省令に其規定なきは特に必要を認めざるか故なることを」と、然り

に於て「所轄警察署の許可を得ずして公然祭祀を行ふことを得ず」と規定し、則ち祭祀の執行には警察署の許可を必要としたり、故に若し或者の言の如くせば葬儀と雖ども警察署の許可を得ば之を執行し得べきなり、然るに刑法は其第十六條を以て全然葬儀の執行を禁止したるにあらざるや、法律之を全禁し、而して省令此の禁制を寛和し、許可を得ず之を執行するも妨げなしとせば、省令は法律を變更したるに非らずして何ぞや、然るに省令は以て法律を變更すること能はず、若し之に抵觸するものならば省令は當然無効に歸すべきは國法上の一大原則にあらざるは故に若し或者の言をして誤なからしめば本省令は其部分に於て無類なりと論結せざるを得ざるに至る、豈に奇怪と謂はざるべけんや、或者の言の妄にして其説の附會なる夫れ斯の如し、何ぞ又深く之を論ずるを要せん

或は又云はん「葬儀は第三條第二項に所謂哀悼なるものの中に包括す、故に葬儀に關する罰例は本省令中正さに其設定あり」と、此言亦非なり、蓋し葬儀を執行する固より哀悼の意を寓すと雖ども、然かも哀悼は包括にはあらざるなり、是れ又一般世人の首肯警察官に制止の權能あるは予の認識する所なり、然れども若し警察の視力及ばざる所に於て葬儀を執行する者あらば、夫の權能も之を施すに由なかるべく、従つて又罰則を附するの必要あるは予の前に説示したる所の如し、之を如何ぞ其必要なしとして放置すべけんや、且つ夫れ此種の論者は省令の缺失を辯護せんと欲して却つて自から撞着の言を爲すものなり、若し禁令あるが故に警察の權能之を制止し、従つて又罰例の必要なしと云はゞ省令は何が爲に其第四條を以て罰例を設定したるぞ、夫の第一條の禁令の如き、之を犯す者あらば警察は其第一項に在りては墓標の塗抹消除若しくは撤去を命すべく、其第二項に在りては墓標の撤去若しくは破壊を命すべく、其第三項に在りては墓標の撤去、破壊、消除若しくは塗抹を命すべし、而して又第二條及び第三條の違犯者に對しては祭祀の執行、寫真肖像等の陳列販賣、及び賞揚哀悼の行爲に制止を加ふべし、今其煩を厭ひ一々之が處分方を指示せずと雖ども、凡そ本省令の禁令したる事項は一として制止の權能の施し得ざるもの之なかるべく、復た何ぞ殊更に條例を設くるを要せんや、夫れ然り、論者は好んで自殺するものと云ふ

べし
且つ夫れ刑死者に就ては刑法之か禁令を設けたるを以て之を制止するを得と雖も、夫の準刑死者に至りては之を禁止するの權能すら有らざるなり、本省令之が葬儀を禁令することを爲さなければなり、予輩茲に至りて益々缺失の不都合なるを見る
或は又説を爲すものあり曰く「刑死者の葬儀に關する禁令は我れ其の罰則を附して之を強行するの必要を知る、然るに我か刑法は特に其罰則を缺失せり、是れ我か法律は罰則を附するを否拒することを表白するものにあらずや、故を以て若し内務省令を以て之が一則を設定せば恰も是れ法律を追加するに同じ、然るに法律の追加は法律を以てすべし、省令を以てすべからず、本省令其の罰則を闕如したる特に之が爲めのみ、而して其罰則に至りては刑罰の追加を俟つの外、他に其道なし」と、是れ又妄の甚しきものなり、刑罰之を闕如するも其の刑罰にして命令に附加し得べきものに止まらしめば（即ち明治廿三年法律第八十四號及び勅令第二百八號を以て規定したる命令に附加し得べき刑罰の種類、及び其程度内に於て）之を設立する又何ぞ妨げん、省令を以て法律の

空欲を補充する又何の不可かある、論者の言實に寸毫の價値なきなり、況んや此論旨は之を夫の準刑死者の葬儀に對する禁令に適用すべからざるものあるをや、又況んや其論旨に矛盾あるに於てをや、蓋し刑法は刑死者の葬儀を令禁したり、然れども其祭祀等に至りては一も制禁を加ふることなし、故に若し論者の言の如く省令を以て葬儀に關する罰則を設くべからずとせば祭祀等に關しても亦之を設くること能はざるべし、嗚呼何ぞ又矛盾の甚しき
之れを要するに刑死者の葬儀禁制に對する罰例は實に之を設定するの必要あり、而して本省令之を欲失せり、又夫の準死刑者に至りては葬儀の禁制並に之に對する罰例俱に之を欲失す、予輩は實に其特に之を欲失したる理由を發見するに困むものなり、予輩は又其缺失は社會の安全を保持する所以にあらざるを確信するものなり、予輩は其缺失は宜しく速かに之を補填すべきものなることを確信するものなり、予輩豈に辨を好むものならんや、予輩は唯社會の安寧を保ち、民人の福祉を増進するに於て遺策なきを期する而已、豈に他あらんや
(完)

正誤

本誌第十一號雜報欄内官金の消費縣屬の自殺と題する一項山形縣とせしは山梨縣の誤植なり謹て正誤す又同誌統計全國在監人現在表七月は八月の誤植

雜報

●火災の豫防及消防法に關する懸賞問題

魯國聖彼得堡府に於て明年四月十五日より五月十五日まで消防具博覽會を開設する由なるが尙ほ右博覽會開設委員は火災の豫防及消防法に關する數個の問題を出し懸賞して答案を募集すと云ふ其の問題は左の如し

- 第一 火災の原因及延焼の因由等に關する説明
- 第二 防火の方法

(一) 火災の豫防即家屋其他建物の構造法、暖爐及燈器の裝置法、爆裂其他發火し易き物

第三 消防に關する現行規則類の概要

右募集に應ずると否やとは暫く措き前數項の問目は孰れも重要なものに就き茲に掲出して以て讀者の一覽に供ふ篤志家諸君幸ひに研究を試みては如何

●故セーパツハ氏追吊金に就て

故獄務顧問フチン、セーパツハ氏の爲め石澤監獄官練習所々長が主唱となりて義捐金を募集せられたるありとの事は兼て予輩の聞く所なりしが右の募集に應じて各地方より今日までに送付せられたる集金高は既に凡そ九百五十圓近くに達したりと云へり斯く容易に多額の集金を得んとは當局者も豫想外の感ある由にて此分にては少くも物類千百圓以上に登るべしとは記者の想像して疑はざる所なり而して其今日まで集りたる分に就き各地方の出金高なりと云ふを聞くに凡そ左表の如し尤も此内には尙ほ増額すべきに付き追て回金すへしと申越したる向も少からざる由

品の置場及取扱法、耐火的物質の適用法
(二) 火災の防遏即ち屋内鎮火法、貯水槽の設備法、火勢を助くべき物品排除法、延焼鎮遏法、火災の現場に於ける人命保護法、

故セーハツバ氏附慰金
通知若クハ送金濟之分

金參拾圓	京都府	金貳拾圓	靜岡縣
金參拾圓	大坂府	金貳拾圓	滋賀縣
金參拾圓	兵庫縣	金拾五圓	山梨縣
金參拾貳圓餘	新潟縣	金拾八圓六拾五錢	岐阜縣
金貳拾圓	埼玉縣	金貳拾圓	宮城縣
金貳拾圓	群馬縣	金貳拾圓	福島縣
金貳拾參圓	千葉縣	金拾五圓	岩手縣
金貳拾圓	茨城縣	金貳拾六圓貳拾八錢	山形縣
金拾五圓	栃木縣	金拾五圓	秋田縣
金貳拾圓參拾錢	奈良縣	金貳拾壹圓	石川縣
金貳拾圓	三重縣	金拾五圓	富山縣
金貳拾圓	愛知縣	金貳拾圓	鳥取縣
金貳拾六圓	島根縣	金貳拾圓	大分縣
金貳拾五圓	廣島縣	金拾圓〇參錢	佐賀縣
金參拾圓	岡山縣	金拾五圓餘	宮崎縣
金貳拾五圓	和歌山縣	金拾圓七拾七錢八厘	鹿児島縣
金貳拾圓	徳島縣	金拾五圓	沖縄縣
金貳拾五圓	香川縣	金參拾圓	宮城集治監
金貳拾圓	愛媛縣	金參拾五圓餘	三池集治監
金拾九圓貳拾七錢	高知縣	金拾五圓	兵庫假留監
金貳拾圓	福岡縣	金貳拾四圓	警視廳
金貳拾圓	熊本縣	金拾圓	石澤所長
金貳圓	木村照藏		

合計九百貳拾參圓參拾錢八厘
未通知之分

神奈川縣 長崎縣 長野縣 青森縣 福井縣 山口縣
北海道集治監 北海道廳監獄 東京集治監

倍此追吊金の處分如何と云ふにセーハツハ氏は生前非常に我國産物を愛玩せられたる緣故もあり旁々之を以てなんぞ精巧美麗の物品を製造して之を母君に贈遺すへしとの説を抱く者あり或は寧ろ淡泊に正金の儘にて氏の遺族に送致すへしと云ふものありて未だ決定するの運びには至らざる由なれども或人の説に依れば物品贈與の事は至極然るへき思ひ付きなれども之を贈與して一時非常に母君を喜ばしむるは反つて喜びの多き丈けそれ丈け多く母君をして悲ましむる所以にして所謂かたみこそ今は仇なれこれなくばの感は常に母君の胸裡を離れしむる能はざるの嫌らひありて妙ならず且つ彼の國の禮として生前の功勞を追慕するが爲めに其遺族に紀念物品を贈るが如きことは餘り面白からざるの氣味なきにあらざる又セ氏の遺族は充分なる資産もありて敢て生計に差支ふると云ふが如きものにも非ざれば之れに對し千圓以内の金圓を贈るが如きは寧ろ非禮に涉るの儀りもふるなり

●憲兵の效用

も名古屋の震災にて大に發揚するに至れり地方警察体は屯營制を捨て散布制に改まりたれば將來集合運動を要する諸般の警察事務には憲兵を應用する方法を講せられたきとなり左すれば双方の便益此の上もなかるへしと思はる

●石磐屋根の價値

屋根の重きは地震の時建物に有害なると古來實驗の上明瞭なり然るに本邦に於ては地震の發作稀ならざるにも拘らず重量最大なる瓦葺の屋根多きと頗る訝るへき次第なり葺葺は地震には善けれども火災に悪し板葺も亦然りとすされは地震にも火事にも善き葺方なきかど問ふに曰くあり石磐葺是れなりと答ふるを予は躊躇せざるなり石磐屋根の重量は瓦葺に比し僅に三分の一に過ぎず故に柱礎より小屋組に至る迄手輕にて濟むなり其上風雨にも強く修繕を要するに至て稀なり其利管に風火震の諸災に對してのみならずさるなり故に向後は成るへく石磐屋根を普及したきとなり殊に諸官衙に於て新築の舉ある毎に此石磐葺を試用して好模範を其地方の人民に示されたきと

●師團兵の活用

予輩は平時に於て警察上の目的に師團兵を應用すへき希望を懐くや久し過日名古屋市中にて震災の後諸般の警察事務殊に警邏消防人命救助因人戒護等に各兵種の部隊を派出して警察官の補助を爲さしめられしと聞き予輩は師團長の活眼機敏に感服せずんばあらず真にかくありてこそ衛戍の名も空しからざるなり希くは自今益々軍隊活用の途を擴充して大震災の如き非常急變の時に限らず特別の事故ある毎に必要な部隊を派出せられんとを予輩は平生懷持する意見の實地に大效益ありしを目撃して胸宇の爽然たるを覺

なり世人の熟知する如く石磐石の大供給者は宮城集治監なれば其需要ある官衙は同監に照會せられて可なり冀くは先づ警察及監獄の諸建築に供用して其效驗の大なるを知らんとを近時東京に興りたる大建築工事には大概此磐石屋根を採用ありたりと云へり

● 囚人の窄衣

は懲罰の一具として歐米文明國の施用せる所のものにして我か内務省御儲たりし故獄務顧問セバトツハ先生の其施用方及雛形等を講せられたるより皆な其必要なるを認識せしも我か監獄則に明許せざるを以て之が實施を憚り高峰の花を羨む心地し荏苒經過せし處今般東京集治監に於ては卒先して囚人中強暴を逞みし腕力を以て抵抗を試みる等制止訓誡を肯せざる者は取締の爲め右窄衣を施すことを其筋へ上申し其筋に於ても戒具の一部と認めて許可せられたる趣なれば不日東京集治監に其實施を見るに至るへし是れ我か監獄取締上に一層の便宜を與たる者と云はん實に東京集治監は我か邦に窄衣を用ふる嚆矢なりとす

● 監獄則改正前の特許に係る變例に就て
凡そ成規外の變例は當時現行法規の精神に基き土地

第二節 監獄則及獄務規程

トアレハ其意義ヲ擴充シテ本節ノ命題ヲバ立法(法律)及行政(管理)ノ分界ト改ムルヲ可トス何トナレハ監獄則ハ立法ニ屬シ獄務規程ハ行政ニ關スルモノニシテ其之ヲ此ニ講說スル所以ノモノハ學者ヲシテ之ヲ必要トスル理由及ヒ其關係區別ヲ知ラシメント欲スルニアレハナリ

監獄事業ノ完整ヲ計ラントナラハ先ツ之レカ根據トナリ基礎トナルヘキ法律規程ノ明定セルモノナカルヘカラス(歐洲諸國中ニアツテ此規定ノ最モ完備セルモノハ和蘭ノ監獄法ニシテ該法ハ千八百八十六年八月二十六日ノ發布ニ係ル其他千八百七十八年發布ノ英國及威國監獄法ノ如キモ亦タ參考スヘキ價直アルモノニ屬ス)監獄則又ハ行刑法ト稱スルモノ即ハ今是レナリ若シ夫レ斯クノ如キ法律規程ノ明定セルモノアラズトセハ勢ヒ行刑ノ實況ハ所ト場合ニ依リ區々一樣ナル能ハス啻ダニ刑法統一ノ要義ニ戻ルノミナラス監獄事業ノ改良進歩モ亦タ得テ望ムヘキニアラサルナリ而シテ此監獄則ナルモノハ(第一)規行刑法ノ規定ニ一致スルコト及ヒ(第二)獄務ノ大綱ニ關シ全國ヲ通シテ實行シ得ヘキ且ツ實行セシメサルヘカラサル凡ヘテノ事項ヲ網羅スルコトノ一要件ヲ具備スルヲ要ス其刑法ニ矛盾スルカ如キ變例ヲ規定スルノ不可ナルハ論ヲ俟タス或ハ細目ニ涉リ繁密ニ失スルカ如キモ亦

の狀況と場合とに依りて彼是を參酌し勢已むを得ざるもの限りて允許せらるゝものなれば其根據とも云ふべき法規の改正あるときは其變例も隨て効力を失ふものたるは言を俟たざるなり之を例せば舊監獄則時分に許可せられたる變例は即ち舊監獄則に基きたるものなる以て之を改正監獄則に合せは大に其精神に戻るものなきを保せず故に一度允許せられたればとて何時までも其効力を有するものなり爲し難し根本即ち監獄則の改正ありたる上は之に伴ふ最も自然變更すべき道理なれば枝葉たる變例は共に消滅に歸すへきは見やすきの理なり然るに往々舊監獄則時代に允許を得たる變例を以て監獄則改正後の今日に至るまで尙は有効のものとなし依然施行して敢て怪まざる向もある趣條文の解釋に止まり他に影響せざることをなれば未だしものことなれども自然費用に關することいもなるときは大なる不都合生すへければ假令舊監獄則時代に許可を得たることにても監獄則改正後尙は施行せんとならば更に伺出て許可を得不注意に失する責を免かるゝ様取計れたき者なり

タ管理上、日々ノ變ニ應シテ變通機宜ノ活用ヲナサシムル所以ノ道ニアラサルナリ。監獄則ニ規定スヘキ事項ト題スル第一要件(入監ノ際必要トスル文書)ノ中言渡書講義録百四十ページトアルハ行刑命令書ト解スヘシ是レハ或ル場合即チ始審裁判所ノ權限ニ屬スル事件ニ付キ獨逸各聯邦ノ司法省ヨリ特ニ行刑ヲ區裁判官ニ委任スル場合ニ於テ發スル所ノモノニシテ本來區裁判官ハ行刑ノ權ヲ有セサルモノナリトス。行刑草案第十一條ニ所謂言渡書トアルモノモ亦タ之レト同一ナリト知ルヘシ。拘留命令狀ニハ被告人ヲ明細ニ記載シ及其責ニ歸セラレタル罰セラルヘキ行爲並ニ拘留ノ理由ヲ記載シアルモノトス。

民事囚トハ民事爭訟ニ關スル強制執行ノ場合ニ於テ負債者ヲ拘留スルコトアルヲ以テ此種ノ囚人ヲ指シテ之ヲ稱ス(獨逸訴訟法第七百一一條及第七百八十條乃至第七百九十五條參看)又以前ハ負債拘留ナル規定アリテ此處分ヲ受ケタル者ノ如キモ民事囚ト稱シ來リシカ此規定ハ千八百六十八年五月二十九日ノ布告ヲ以テ之ヲ廢セリ。

第三 管轄

獨逸ニ於テハ警察留置場及勞役場ノ地方管理ニ屬スルモノアリト雖モ其他ハ凡ヘテ政府ノ管理ニ屬ス即チ監獄ハ一切官有タルモノトス。

第六 拘禁制

既ニ拘禁制ヲ規定シタル以上ハ如何ナル事情アルニ論ナク必ラス之ヲ實行シ決シテ變例ヲ許ルスガ如キコトアルヘカラス獨逸行刑法草案ノ尙ホ未タ法律トシテ發布スルノ運ヒニ至ル能ハサル所以ノモノハ蓋シ此難關ヲ切り抜クコト能ハサルニ依ル語ヲ換ヘテ之ヲ言ヘハ尙ホ今日ニ於テ獄舍構造ノ不完全ナルモノ少カラザルカ故ニ其冀望スル所ノ分房制ヲ全國ニ通シテ一時ニ斷行スル能ハサルノ事情アルヲ以テナリ。

第九 食料

監獄食料ノ營養成分ハ既ニ定論ナリ即ハチ就役男囚ニ給與スル所ノ食料ニハ蛋白質百十八グラム、脂肪五十六グラム、澱粉五百グラムアルヲ要シ不就役者ニ就テハ蛋白質八十五グラム、脂肪三十グラム、澱粉三百グラムヲ以テ足レリトス尙ホ又食料ノ種類ヲ定ムルニ就テハ各地方ノ習慣等ヲ省察スルコト必要ナリトス。

第十一 作業

工錢ノ性質即チ權利的ナルヤ將タ恩惠的ナルヤ等ヲ規定シ置クコト亦タ必要ナリ。獨逸ニ於テハ其恩惠的ナルコトハ既ニ文字ニ於テ明ラカニ其意義ヲ表スルカ故ニ斯、ル規定ヲ設クルノ必要アラサルナリ即チ工錢トハ謂ハズシテ報賞ト稱ス但シ

無定役者ニ給與スヘキモノニ就テハ之ヲ報賞ト稱セサルヲ以テ其性質ヲ明カニシ置クノ必要アリ

以上ハ監獄則ニ規定スヘキ事項ニシテ即チ立法(法律)ノ部分ニ屬ス是レヨリ以下獄務規程即チ分ツテ獄務例規(監署及ヒ官吏ニ關スル事項ヲ規定シタルモノ)及監内取締規則(囚人ノ權利獄務ニ關スル事項ヲ規定シタルモノ)トナス所ノモノハ行政即チ實際ノ管理法ニ屬スルモノニシテ最上監督官署(内務省)ニ於テ規定スヘキモノナリトス斯ク事ノ大体ニ關スルモノト枝葉ニ涉ルモノトヲ分割シ一ハ法律ニ規定シテ容易ニ之ヲ變更増減スル能ハサル基礎ト定メ一ハ行政權ニ詳委シテ時宜ノ變ニ應スルノ道ヲ開キ以テ始メテ完善ナル行刑ノ統一及ヒ敏活ナル獄務ノ改良ヲ期スヘキナリ然レモ個人的置囚其他活物ニ對シ日新湧出スル所ノ千百管ナラサル諸般ノ事項ニ就テハ固トヨリ法律規則ノ一々之ヲ指定シ得ヘキモノニアラスタトヒ之ヲ指定シ得ヘキモノトスルモ反ツテ之ヲ指定セサルコソ即チ深意ノ存スル所ニシテ當務者ヲシテ其活用ノ技倆ヲ揮フニ充分ナル餘地ヲ與ヘテ獄事ノ改良進歩ヲ活潑ナラシメント欲スル所以ナリト知ルヘシ

●雜誌購讀者諸君ニ告ク

第一 警察監獄學會雜誌ヲ購讀セント欲セラルハ諸君ハ職業姓名(官衙ニ奉職セラル者ハ其衙名官職名)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一ヶ月分ノ前金ヲ添ヘ拙者宛申込アリタジ

第二 雜誌代金ハ一ヶ月二冊分前金拾貳錢トス雜誌ハ少クモ一ヶ月分ヲ豫約セラルハニアラザレハ送本セズ

第三 雜誌ヲ購讀ナ廢止セラレントキハ必ズ前以テ其旨通報アルベシ此通知ナキハ假令前金ヲ打切ルモ雜誌ヲ郵送シ代金申受クヘシ

第四 雜誌代金送付ノ手續并延滞ノ場合ハ左ノ如ク取扱フ可シ
 一 代金ハ總テ前金拂トシ一ヶ月分取廻メ前月末日ヲ期シ便宜郵便爲換若クハ通運便ヲ以テ主任磯村兌貞ヘ宛テ送付セラルヘシ但郵便爲換ハ東京四谷郵便電信局ヘ振込アルヘシ

二 通運便ヲ以テ送金セラルハ別ニ持込貨ヲ添ヘラルヘシ又通運便若クハ郵便爲換不便ノ地ハ五厘郵券一割増ヲ以テ拂込アル

三 雜誌代金ハ便宜ニ依リ數月分取廻メ豫メ送付セラルハ妨ケナシ

四 雜誌代金ヲ送付セラルハ別ニ領收證ヲ發セズ雜誌ノ帶封ヘ(濟)ノ一字ヲ朱印シ代金送付済ノ證トス若シ領收證ヲ要セラルハ其費用ハ別ニ送付セラルヘシ

五 購讀廢止ノ通知ナクシテ其月ニ至ルモ尙ホ其月分ノ代金送付ナク且ツ雜誌ヲ發送シタルハ該帶封ヘ(管)ノ一字ヲ朱印シ御送金ヲ促シテ次回ノ雜誌發行前ニ於テ拂込ナキハ其姓名ヲ雜誌ニ掲ケ御送金ヲ促スヘシ但シ購讀廢止前ニ係ル雜誌延滞金ハ郵便稅拂ヲ以テ請求スヘシ

第五 雜誌購讀者ニシテ官衙内ニ奉職セラル者ハ可成其間ニ於テ代金取廻擔當者ヲ設ケ購讀者ノ出入ヲ報シ代金ヲ取集メ及ヒ之ヲ送付スルノ勞ヲ取ラレントテ望ム但シ代金取廻擔當者ヲ設ケラレタルハ其官職姓名ヲ通知セラレタシ

警察監獄學會

雜誌出版主任 磯村兌貞

明治廿四年十二月十日印刷

發行人 東京市四谷區荒木町廿二番地 磯村兌貞

明治廿四年十二月十日出版

印刷人 同市同區同町同番地 近藤劍二郎

印刷所 京橋區弓町廿四番地 耕文社

●第四版出版廣告

貴族院勅撰議員清浦奎吾君序文
 內務省儲獄務顧問故フチン、セーバツハ君序文
 東京集治監獄監獄官練習所長石澤謹吾君序文
 東省參事官監獄評議委員文學士久米金彌君序文
 集治監獄典獄八木秀太郎君跋
 小河滋次郎君編著

日本監獄法講義

完 洋裝美本
 入紙數四百五
 十二頁定價五
 壹圓貳拾五錢

非常減價金六拾五錢市外遞送料一部金八錢本
 支署長又ハ各課及書記看守長諸君ヨリ申込
 外ハ前金ヲ要ス又部數ニ依リ月賦拂込ヲ諾ス
 本例ニ據リ逐條泰西監獄學ノ新說及各國監獄吏員分
 掌ヲ比照シタル新著ナリ著者ハ久シク職チ監獄官練習
 局ニ奉シタル多年治獄ノ實務ニ當リ亦タ監獄官練習
 所ノ譯官トシテ常々內務省ノ獄務顧問タルシテ其
 獄學士ニ親炙シ益々斯道ノ研修ニ淬厲セラレシ固
 述作スル所ハ獨リ論ヲ著ス亦タ立論ノ根據ヲ固
 メ或ハ邦內諸大家ノ指合通牒若クハ當局者ノ意見等
 ナクモ本邦治獄ニ關ル要項ハ細大、網羅シテ亦タ餘
 蘊ナシ故ニ監獄官練習所及各地獄務講習所等ニ

於テ參考書教科書トシテ最モ適當ナルハ勿論治獄改
 良ノ今日、直接ニ關係ヲ有セラル、諸士又ハ
 世ノ識者タルモ、須ラク一讀スヘキノ良著書ナリ
 ト信ス若シ夫レ議論ノ該博痛快ナル、行文ノ流暢簡
 明ナル、叙次体裁ノ完整秀美ナルカ如キハ一讀ノ上
 讀者ノ判定セラル、所ニ任カス
 本書ハ明治廿三年十二月初版ヲ發行シ本
 年八月ニ至リ第三版ヲ刊行セシモ直ニ欠
 本ヲ告ケ今亦第四版ヲ發行シ且需用者ノ
 便ヲ圖リ各地方一手販賣買所ヲ設ケ廣ク
 官民有志諸君ノ貴需ニ應スヘシ

警察監獄學會 出版部

會計部廣告

●年末會計整理上ノ都合有之候間本誌
 延滯金及日本監獄法、無冤錄述代金ハ
 本月廿五日限り必ス御拂込被下度關係
 諸君へ相願候也

警察監獄學會

明治廿四年十二月

會計部